

令和2年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招 集 年 月 日 令和2年9月17日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年9月17日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須 藤 敏 規 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	永 安 文 男 君
7	橋 本 義 雄 君	8	平 田 康 範 君	9	淡 田 邦 夫 君
10	川 副 善 敬 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼 事 業 理 事	松 本 孝 雄 君	総 務 課 長	山 本 勝 憲 君	企画財政課長	藤 永 大 治 君
税 務 課 長	大 平 弘 明 君	住民福祉課長	今 道 晋 次 君	保険環境課長	安 達 伸 男 君
建 設 課 長	川 崎 順 二 君	産業経済課長	藤 永 尊 生 君	水 道 課 長	橋 川 貴 月 君
会 計 管 理 者	内 田 明 文 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君	農業委員会事務局長	金 子 剛 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松 本 典 子 君	議 会 事 務 局 書 記	濱 野 聡 君
議 会 事 務 局 書 記	山 下 慶 君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長会議報告

(1) 令和2年度 長崎県空港活性化推進協議会 総会

- (2) 令和2年度 西九州北部地域開発促進協議会 総会
- (3) 令和2年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 総会
- (4) 令和2年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 総会
- (5) 長崎県町村議会議長会 令和2年第1回臨時総会
- (6) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（長崎県知事・長崎県議会議長）

2 議員派遣結果

- (1) 令和2年度 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会
西九州自動車道建設促進協議会 理事会
- (2) 令和2年度 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会
西九州自動車道建設促進協議会 総会
- (3) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会
要望活動（長崎・佐賀県知事 長崎県議会議長 長崎・佐賀国道事務所）

日程第4 町長報告

- (1) 報告第6号 令和2年度 佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- (2) 令和2年度 松浦鉄道自治体連絡協議会総会の件
- (3) 台風9号・10号の災害発生状況の件

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① し尿・ごみ処理について
 - ② 指定金融機関の指定について
 - ③ 条例等について
 - ④ 総合計画・総合戦略について
 - ⑤ その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① まちづくりについて
 - ② 幼児・学校・社会教育及び整備について
 - ③ 観光・商工について
 - ④ 事業の進捗状況調査について
 - ⑤ 条例等について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- ① 新庁舎建設に関する調査について

日程第7 一般質問

- (1) 4番 長谷川 忠 議員
- (2) 9番 淡田 邦夫 議員

(3) 2番 浜野 亘 議員

(4) 3番 永田 勝美 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 善敬 君）

ただ今から令和2年9月第3回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。本日、令和2年の9月佐々町議会第3回の定例会を招集いたしましたところ、議長さんをはじめ議員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

令和2年の7月豪雨が九州を中心に各地を襲い、記録的な大雨により河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられました方々並びに御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表したいと思ひますし、被害を受けられました方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を心から願っているところでございます。

町内におきましても、この大雨による人的な被害はありませんでしたが、災害発生により田畑などの被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

先日の台風9号、台風10号の影響による強風等によりまして、倒木、農業被害など発生しておりますので、後ほど町長報告の中で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内でも昨日までに236件の感染が確認をされております。まだ終息の兆しが見えませんので、これまで同様の3密をできるだけ避け、新しい生活様式の実践をお願いしたいと思っております。体調管理に十分御留意の上、健康保持に努めていただければと重ねてお願いを申し上げます。

さて、今回提案いたします議案につきましては、22件をお願いをしております。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案について御認定をいただきますように心からお願いを申し上げます。開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則の規定に

より、4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

9月本定例会の会期につきましては、さきにお配りしました日程表のとおり、9月17日、本日から10月20日までの34日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

9月17日、本会議の1日目には、まず、諸般の報告を行います。

1番目に、議長会議報告6件。

2番目に、議員派遣結果3件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、3件の報告を町長からお願いします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を総務厚生委員長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、5名の方のうち4名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

9月18日、本会議の2日目です。17日に引き続き一般質問ですが、別紙通告一覧表のとおり、5名うち1名の方の質問です。

次に、発議第3号の1件です。

次に、議案審議です。議案第70号から議案第86号までの17議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

9月23日、本会議の3日目です。18日に引き続き議案審議です。議案第87号から議案第90号までの4議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、諮問第1号の1件です。

次に、意見書第1号の1件となります。審議終了後、散会となります。

10月20日、本会議の4日目です。決算審査特別委員会に付託された事件の議案第74号から議案第81号までの8議案、決算審査特別委員会委員長から一括報告をいただく予定です。

続きまして、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、9月17日、18日、23日、10月20日です。

お諮りします。本定例会の会期は、9月17日、本日から10月20日の34日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は、9月17日、本日から10月20日の34日間に決定しました。日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長会議報告の6件を私のほうから行います。諸般の資料1です。

諸般の報告。1番目は、資料の1ページから6ページです。令和2年度 長崎空港活性化推進協議会総会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による開催となりました。議案は書面決議となり、令和2年6月5日に承認可決されました。議案としては2ページの令和元年度事業報告、収支決算監査報告が原案のとおり承認可決され、5ページの令和2年度事業計画（案）、収支予算（案）、6ページの規約改正（案）については原案のとおり可決されました。参考までに、協議会会長からの書面決議結果を6ページに添付しております。

2番目は資料の7ページから11ページです。令和2年度 西九州北部地域開発促進協議会総会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による開催となりました。議案は書面決議となり、令和2年7月1日に承認可決されました。議案として8ページから9ページの令和元年度事業経過報告、令和元年度歳入歳出決算監査報告が原案のとおり承認可決され、10ページの西九州北部地域開発促進協議会の解散について（案）が原案のとおり可決されました。11ページに協議会会長からの書面決議結果の通知を参考までに添付しております。

なお、本協議会は、令和2年度総会の議決をもって解散となりましたので、協議会の会計残金は各市町へ返還されております。

3番目は、資料の13ページから19ページです。令和2年度長崎県西九州自動車道建設促進期成会総会が令和2年7月16日、平戸文化センターで開催され、議事として14ページから15ページの令和元年度事業報告、15ページから17ページの令和元年度収支決算監査報告については、原案のとおり承認可決され、17ページの令和2年度事業計画（案）が、18ページの令和2年度収支予算（案）については原案のとおり可決されました。

19ページの決議（案）については、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐々インターから佐世保インター間の4車線化の整備促進、また、佐世保大塔インターから武雄南インター間の4車線化の早期着手、安定的な道路関係予算の確保、及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も引き続き必要な別枠の予算の確保について決議をされました。

次に、21ページから31ページです。4番目は、令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会が令和2年7月27日、佐世保市役所5階庁議室にて開催され、議事として22ページから24ページまでの令和元年度事業報告、25ページから26ページまでの令和元年度収支報告及び監査報告及び会計監査報告について原案のとおり承認可決されました。

26ページから27ページの令和2年度事業計画（案）、27ページの令和2年度収支予算（案）、28ページの令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について、新型コロナウイルス感染の影響に対する持続化支援について、いずれも原案のとおり可決されました。

29ページから31ページまでの報告事項として、1、令和元年度から令和2年度、自治体支援額について、2、佐世保市等地域交通体系整備基金の現況報告がなされ、松浦鉄道（株）の運営状況についてということで、松浦鉄道（株）経営状況報告がなされました。

次に、資料33ページから38ページです。5番目は、長崎県町村議会議長会令和2年第1回臨時総会が令和2年8月6日、長崎県市町村会館4階第1会議室で開催され、議事として34ページから35ページの会務報告、35ページから36ページの令和元年度長崎県町村議会議長会歳入歳出決算の承認、監査報告について原案のとおり承認可決され、36ページから38ページの長崎県町村議会議長会表彰規程の改正について、長崎県町村議会議長会表彰規程取扱内規の改正についてが、原案のとおり可決されました。

次に、資料39ページから42ページです。6番目は、東彼杵道路建設促進期成会要望活動（長崎県知事、長崎県議会議長）が、令和2年8月24日、長崎県庁にて期成会会員、市、町、首長、議長、県議会議員参加のもと、長崎県知事、長崎県議会議長に要望を行っております。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告資料②です。

令和2年6月24日に、令和2年度伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会理事会が松浦市において開催され、産業建設文教委員会正副委員長が出席しております。

次に、令和2年7月22日に、令和2年度伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会総会が平戸市において開催され、産業建設文教委員3名及び議長が出席しております。

次に、令和2年8月27日に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会要望活動（長崎・佐賀県知事、長崎県議会議長、長崎・佐賀国道事務所）が、長崎県庁、佐賀県庁、長崎・佐賀国道事務所において行われ、産業建設文教委員会正副委員長及び議長が出席しております。

今報告いたしました議長会議報告6件並びに議員派遣結果3件の関係資料は議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

3件の報告をお願いします。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

報告第6号の令和2年度佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和2年9月17日提出、佐々町長。

中身につきましては、後もって企画財政課長と水道課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、松浦鉄道自治体連絡協議会の総会の件でございます。令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会の件についてでございますが、先ほど議長さんからもお話がありましたように、7月27日、佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の県の関係者で出席されております。

議決事項につきましては、第1号議案の令和元年度事業報告及び第2号議案の令和元年度収支報告及び会計監査報告が一括提案され、承認されております。

次に、第3号議案の令和2年度事業計画案、第4号議案の令和2年度収支予算案、第5号議案の令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について一括提案され、承認されております。

なお、令和2年度における自治体連絡協議会の佐々町の負担金は、昨年度と同様の5万円となっております。

次に、第6号議案の新型コロナウイルス感染症の影響に対する持続化支援について審議することとなりましたが、この審議には松浦鉄道の今後の経営状況が大きく関わってくることから、先に松浦鉄道のほうから経営状況の報告を受けております。新型コロナウイルス感染の問題が

3月から影響しておりまして、令和2年度の運賃収入が前期比1億7,600万円程度の減、当期純利益がマイナス2億800万円を見込んでおる。さらにこのまま何らかの支援がないと、令和3年度の当期純利益がマイナス9,900万円、令和4年度の当期純利益がマイナス5,800万円となり、令和4年度末の純資産がマイナス2,700万円と債務超過になる危険性が大きいと予想が報告をされております。

この報告を受け、松浦鉄道への持続化支援について審議が行われ、松浦鉄道自治体連絡協議会として沿線自治体で協調し持続化支援を行うということ、また具体的な支援額や広報方法については幹事会で別途協議していくこと、以上が承認されました。

なお、関係自治体の持続化支援金につきましては、地方創生交付金、臨時交付金を活用し、9月補正予算に計上されることとなっており、本町におきましても本定例会の補正予算に計上を行っているところでございます。

続いて、報告事項としまして、1つ目に令和元年度から令和2年度自治体支援額について報告があり、今年度の施設整備に関する補助金額は、本町分として780万円が予定されております。すいません、789万円が予定されております。

2つ目に、佐世保市等地域交通体系整備基金の現況について報告があり、令和元年度末の基金残高が2億2,121万円、令和2年度末の基金残額見込みが2億2,138万円となっております。

以上、総会の資料につきましては議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、台風9号、10号の災害発生状況の件でございます。

台風9号、10号につきましては、まずは被害に遭われました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

また、台風被害の対応にあたりましては、議会、町内会の皆様方などから支援をいただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げたいと思っております。

それでは、このたびの台風対応と被害の状況について報告をさせていただきます。

大型の非常に強い台風9号は、中心気圧が950ヘクトパスカルで、9月2日の夜遅く本町に最接近いたしました。台風9号への対応といたしましては、9月1日の時点で課長会を開催し、学校や保育所、要支援者等の対応、各施設工事現場の点検、避難所開設の準備等を指示したところでございます。

9月2日には、午前6時52分に暴風警報が発令されましたので、災害警戒本部を設置し、警戒にあたりました。

また、午後1時には、避難準備情報を発令し、公民館、それから地域交流センター、町民体育館に避難所を設置、開設いたしました。避難所には、午後3時30分から徐々に避難者が避難され、最終的には5世帯、9人の方が避難をされております。

台風9号の主な被害といたしましては、2日午後10時頃には牧崎団地C棟の屋根が剥がれ、町道新牧崎線に落下し、道路を塞ぐ状態となりましたので、3日の朝方まで職員が道路の通行止めを行っております。

なお、屋根については、すぐに雨漏りが発生する等の心配はありませんが、復旧方法については現在建設課で協議を行っているところでございます。

また、台風接近による強風による倒木も各所で見られました。さらに強風や倒木により2日深夜から各所で停電が発生いたしまして、最大で町内約1,600戸が停電をいたしました。この影響で水道施設の平野第1・第2ポンプが運転停止となり、木場地区での断水が懸念されたので、発電機能の手配を進め、あわせて木場集会所前の臨時給水所を開設しまして対応いたしております。

その後、午後8時には、平野地区の停電は解消いたしまして、両ポンプ場は通常運転ということになっておりまして、給水世帯が4世帯ということになっております。下水道関連施設で

も停電の影響によりまして、一部のマンホールポンプが停止いたしましたが、夕方には通常運転に戻っております。

次に、台風10号について御報告をさせていただきます。

大型で非常に強い10号は、中心気圧が945ヘクトパスカルで、9月7日の午前4時頃には本町に最接近をいたしました。

台風10号の対応といたしましては、9月4日に課長会を開催し、台風9号と同様、学校、保育所、各施設の対応、点検、避難所開設を指示したところでございます。特に台風10号においては、台風9号以上の勢力が予想されておりまして、避難者の大幅な増加等が見込まれていましたところから、避難所の数を増やし、強風にも耐えられる避難所の開設を指示いたしましたところでございます。

また、台風9号以上の強風の予想されることから、停電時のライフラインの確保についても検討するように担当課に指示しています。

その後、9月6日午前9時30分から課長会を開催し、予定より早めの避難所の開設を指示し、午前10時51分に暴風警報が発令されましたので、災害警戒本部を設置し、警戒にあたったところでございます。

午後1時には、避難所準備情報を発令し、通常開設する公民館、地域交流センター、町民体育館に加え、佐々小学校、口石小学校の2か所、さらに高齢者等の避難所としまして福祉センターの計6か所を避難所を開設したところでございます。

午後3時には、災害警戒本部を災害対策本部に切り替えて、同時に避難勧告を発令し、住民の方に避難を呼びかけておるところでございます。

今回の避難所開設にあたっては、事業課を除く職員全員で、6日午前9時から避難所開設準備に入り、その後の避難所運営に交代で勤務しております。最終的な避難者の数は6か所合わせて191世帯、366人となっております。

台風10号の主な被害といたしましては、7日午前3時30分頃から停電が町内各所で発生しております。災害対策本部のある本庁舎、それから避難所の佐々小学校、公民館、地域交流センター、町民体育館も電気が止まりました。庁舎につきましては、自家発電機が稼動しまして問題はありませんでしたが、避難所の皆様方に明かりがなく大変不安な夜を過ごすこととなりました。

また、この停電が発生した範囲に浄水場があり、大規模断水が発生することが予想されました。その対応については、7日午前7時に災害対策本部会議を開催いたしまして協議いたしております。幸いなことに会議中に浄水場の停電等が復旧し、通常運転を行っているところでございます。しかし、引き続き停電のおそれもありますので、住民の皆様には節水を呼びかけたところでございます。さらに、クリーンセンターも停電の影響で7日のごみ収集を中止しております。

台風10号は、台風9号と同じように強風により各所で倒木が発生しておりまして、その中で、志方地区の民家に家が倒れ込み一部損壊をしております。家の方は被災時には親戚の家に避難されておりまして、難を逃れておられまして、改めてお見舞いを申し上げたいと思っております。

そのほか各町の各施設の被害は出ておりますが、詳細についてはお手元の資料をお配りしておりますので御覧をいただければと思っております。

農業の被害でございますけど、農業施設、圃場の被害は今のところ報告されておられません。農作物被害については調査中で詳細に分かりませんが、稲作に塩害が発生したと聞いております。

最後に、今回の台風10号につきましては、指定避難所への避難者が366名と非常に多くの方が避難されました。各所で避難所定員を抑え、ほかの避難所に移動をお願いした話も聞いており

ます。本町では、高齢者の方が公民館から過ごしやすい福祉センターへの避難所への移動をお願いいたしましたが、各避難所で定員を超えることはありませんでした。

避難所運営につきましては、避難者の皆様方の御協力に大きな混乱はなく運営できたと考えております。

また、ほとんどの方が初めて避難所に避難したという方がおられましたけど、避難所で必要なもの、避難所に適した服装など、避難所に対しての理解も高く、避難に対するハードルも下がったのではないかと感じております。

町としましても、これほど大人数の避難所運営は初めてでございますので、様々な課題もできてきたんじゃないかと考えております。今回の避難所の運営の反省を踏まえながら、より一層防災力の向上に努めなければならないと考えております。

なお、災害対応に係る職員の時間外の手当等の費用を今回の補正に計上させていただいておりますので、これもあわせてよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、町長報告の1つ目にありました令和2年度 佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件、報告第6号でございます。

次のページをお願いいたします。1つ目の健全化判断比率（法第3条関係）につきまして御説明させていただきます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございますが、黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナスの7.5%となっております。これは標準財政規模に対する一般会計の実質収支額の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、2つ目の連結実質赤字比率ですが、こちらも同様に黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナスの38.1%となっております。これは標準財政規模に対する一般会計、特別会計への実質収支額と公営企業会計の資金不足、剰余額の合計の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、3つ目の実質公債費比率ですが、これは一般会計の元利償還金と特別会計への繰出金のうち、起債の償還に充てたと認められる準元利償還金の標準財政規模に対する割合ということで、3か年平均で8.9%となっております。昨年度は8.7%でしたので0.2%の上昇となっております。

最後、4つ目の将来負担比率でございますけれども、こちらも黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナスの99.7%となっております。これは一般会計の地方債現在高や特別会計の地方債現在高のうち一般会計からの繰入見込額、また退職手当負担見込額など将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する割合ということになっております。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。引き続き2番目の資金不足比率（法第22条）関係の御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計において、黒字となりますのでマイナス表示になっております。数字につきましては25.4%になります。

それと農業集落排水事業特別会計、これにつきましても黒字となりまして193.7%、水道事業会計、これにつきましても黒字となりまして273.4%となっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これから、報告に対する質疑を行います。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

台風9号、10号の災害発生状況の件の町長報告に際して確認をさせていただきたいと。

まずもって災害対応にあたりましては、職員の皆様の災害対応に対する、不眠不休に対する対応については、敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

さて、今回の台風9号、10号においては、過ぎ去った後も朝からの、私もラジオ番組等々で確認したところ、県内の停電状況がかなりひどかったということで、私もこれだけ長い時間の停電というのが県内に起こったというのは初めての経験でありました。

町長のほうから報告があってありました、特に企業会計部分の、特に住民の皆様のライフラインである水道・下水道関係において、節水の呼びかけも広報無線であってありましたが、こういった長期停電に対する対応という部分の重要施設の、今回の災害の経験を経て、現状どのようになっているのかを再度確認させていただいて、経験踏まえて今後の対応についてどのようにお考えなのか。

ラジオ番組でも言うておられましたが、特に最近は文化的な生活という部分も含めてオール電化の御家庭も多く、何もできないと。特に災害避難箇所におかれましても停電が起こって、不便な思いをしたという町長報告もありました。そういった施設含めた重要箇所、避難所含めて、庁舎においては自家発電でと。

私も調べましたところ、重要施設については自家発電で最大何時間の対応をしておるという部分も散見されましたので、本町の現状と今後について、もう一つクリーンセンターにおいても停電において支障を来していたという報告もありましたので、その点を皆さんの重要なライフラインでありますので、そこのところを確認をさせていただきたいと。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

もちろん停電に対しまして大変皆さん方に御迷惑をおかけしたと、町民の皆さんに御迷惑をお掛けしたと思っております。

一つは、先ほど申しましたようにクリーンセンター、クリーンセンターは佐々のほうは停電が解消しても、クリーンセンターの電源が佐世保市のほうから、向こうのほうから、棚方のほうから引いてきてるものですから、佐世保市が遅くまで停電したということで、ちょっと復旧が遅くなったということでございます。

それから、水道については、やはり普通のポンプ場まで上げるのが、電気がなかったときには困るわけございまして、ある程度上がっていれば何時間かもてると思うんですけど、その件については、ちょっと私のほうも十分、やっぱりそこら辺は今後どうするのかというのは、やはり考えながらやっていかなければならないんじゃないかと。これは関係課とも相談すると。

それから避難所についても自家発電がないわけでごさいます、この暑いときとか、もちろん物すごく寒いときなんかは、やはり季節的な問題でも、やはり住民の方に御迷惑をお掛けすることについて大変申し訳ないと思っていますので、そこら辺については、今後やはり各課と横断させながら協議をしていかなければならないと。迷惑を掛けたくないような仕組みというのは、今後考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

現状は認識されているというふうに確認はしたんですけど、やはり企業会計であり、料金をいただいて皆様にライフラインになる水道なり、そういった生活の必需品というか重要なポイントです。

予測できる災害になったんじゃないかということを鑑みれば、早急な対応、いわゆるもう町長、今まさに申されたと思うんですよ、自家発電設備がなかったと。であれば、自家発電設備を早急に対応するというのを予算化して、実行に移すというのが現に求められていることではないかというふうに感じました。

そういった協議を災害があった後には再度練っていただいて、何が足らなかったのかというポイントを押さえて予算化し、実行するというのが求められていることであり、今の町長の答弁では、その協議もまだ整わず、予算化もまだなのかなと。予算化の最後まで全て見ていませんので、すいません、申し訳ございませんけれども、全ての部分について計上されているかというのは、ちょっと確認不足で誠に申し訳ないんですが。今の答弁では、全てにおいて計上されてないんだなというのは確認できました。

これも既に予測できる対応策ですよ。これをすぐに行動に移せるのが佐々町のよさではないかと感じますので、喫緊の対応を要望し、確認を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長、答弁することがあれば。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、自家発電とかいろんな準備を我々もやらなければならないと思っているんですけど、やはりこの自家発電所をつくるにしても効率的に、これがいつも毎日停電というのは起こるわけじゃないわけですね。だから、そこら辺とのやはり効率的な兼ね合いというのもやはり考えながらやっていかなければならないんじゃないかと思っています。

そういう中で、やはりこの前の台風のときに、9月ですから、ちょっとばたばたで、まだ、その後の反省という点はしていないわけでごさいますけど、それについては十分庁内で協議をして、そういうことをできればやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

私も今回の台風被害のことについて質問したいと思います。台風9号の冒頭に書かれてある牧崎団地C棟の強風による屋根脱落ということが報告されましたけれども。私も、たまたまそこを通りかかっていたところ、大変大きな屋根が飛んでまして、見るところ、下から見ただけだったんであれだったんですが、屋上の倉庫か何かの屋根のように見えたんですけども、もう少し詳しく説明いただければと。

それから、要するに、と言いますのは、大変大きな屋根で、飛んだところがもう本当下の町営住宅の目の前に落ちてますからね、もう少しずれてれば屋根を直撃する、下の住宅を直撃するというようなところで大変危険な状態だったんだなということを確認しました。

そういう点で少し詳しく説明をいただければと思いますが。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

台風9号によります暴風によりまして、大体午後10時ぐらいに牧崎C棟の屋根が脱落したようでございます。大体牧崎C棟全体の屋根の約半分程度が脱落をしております。議員御指摘のとおり、あれがたまたま何もない所の町道の上に落ちたので、今回は幸いだったと。たまたまそこに交通する方も、夜でありましたので交通する方、車もいなかったということで、たまたま幸いであったというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

幸い今回そういうふうな事態にならなくてよかったというふうに思うんですけども、ちょっと解せないのは、ああいいう高層の建物の屋上にある、いわゆる倉庫みたいなものですね。大変軟弱なというか、ガルバリウム鋼板みたいな感じの波板状の屋根が取り付けられていたというのは建築上どうなのかと、基準法違反ではないのかというような感じもしたわけですね。安全上、大変問題のある構築物になってたんじゃないのかというのが気になりまして、その辺りはいかがなんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

牧崎C棟につきましては、平成16年、15年前に建築されております。そのときの基準で照らし合わせて、当然建築基準にあったような形で施工をされておまして、それを確認して供用開始をしているというところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

これから復旧ということになるんだと思うんですけども、それにあたっては、現状復旧では、また同じことが起きるということもあると思いますので、そういう点では、いわゆる基準法に適合するだけじゃなくて、不測の災害に万全の対応ができるような、そういう復旧というのを考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議長（川副 善敬 君）

次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いします。

6 番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 議会運営委員会及び令和2年第2回定例会の報告をいたします。

開催日時は令和2年8月21日金曜日、午前11時30分から議会運営委員会、午後1時から第2回定例会が、場所は長崎県建設総合会館で行われました。

議会運営委員会は、第2回定例会にかかる会期、議事日程、議席の指定、経過の報告と8件の協議事項が上げられ、全て異議なしにより定例会に上程されることになりました。

続いて、午後1時からの第2回定例会では、議案第10号 広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例、議案第11号 令和元年度広域連合一般会計歳入歳出決算、議案第12号 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等が上程され、全て可決されました。

なお、令和元年度広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,581万5,939円、前年度比1.5%の増、歳出総額2億2,720万3,785円、前年度比1.1%の増、実質収支額861万2,154円です。

また、令和元年度後期高齢者特別会計歳入歳出決算では、歳入総額2,345億6,118万1,227円、前年度比1.0%の減、歳出総額2,301億7,746万1,949円、前年度比0.9%の増、実質収支額43億8,371万9,278円です。原案のとおり承認可決されました。

概要報告で申し訳ありませんが、詳しくは議員控室においています報告書を御参照いただければと思います。

以上で報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員の報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

総務厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

令和2年7月28日火曜日と8月19日水曜日に委員会を、佐々町役場3階第1会議室で開催し、所管事務調査を行いました。

7月28日の主な概要について報告をいたします。

まず、し尿・ごみ処理については、し尿等前処理施設の整備にかかる地元説明会を6月11日と6月27日に開催した内容の報告を受けました。

地元から施設の臭いとか能力に関して質問があり、施設の外には臭いを出さない、能力は11トン程度の処理で、1日当たりの収集台数は2トン車で8台程度というものでございました。

また、地元からの要望として、環境をよくするための整備を考えてほしいとの意見が出され、小浦地区だけでなく町全体での検討を行う必要があり、今後十分協議を進めていくとのことでした。

委員からの確認として、現在行っている民間委託と比較して、ランニングコストが年額で幾ら減額となるのか、また、し尿処理業者との今後の話がどうなっているのかについては、試算では15年間で5,000万円程度減額と出ています。今後の話については、委員会への報告をもって正式に話に出向くように考えているとのことでした。

今後の協議経過、事業進捗関係もあり継続調査といたしました。

2番目の指定金融機関の指定については、親和銀行と十八銀行が10月1日に合併することにより、指定金融機関の変更が必要になるということで、町の方針等の説明を受けました。

合併に関する日程は、10月1日合併、令和3年1月4日システム統合、5月以降店舗統合が行われる。

銀行名は株式会社十八親和銀行となり、町内の支店は、親和銀行佐々支店が十八親和銀行佐々支店で、十八銀行佐々支店が十八親和銀行佐々中央支店となること。令和3年5月以降の店舗統合により、今ある親和銀行が十八銀行のほうに移る形になること。指定金融機関の指定は、合併後は株式会社十八親和銀行となるということです。

この銀行の合併に伴う窓口業務や口座の取扱い関係で、住民に対する説明はどうするのかと委員からの質疑に対し、広報紙等に載せる予定であり、住民に負担がないよう事務を進めていくとのことでありました。

当委員会としては、今後も内容的なことがありますので、継続調査といたしました。

その他の報告として、特別定額給付金の7月27日現在の支給状況について報告があり、世帯で99.6%、給付額は14億300万円 で99.8%の給付率ということの報告がありました。

次に、8月19日の主な概要について報告をいたします。

4本の条例の説明がありましたが、まずは町議会議員及び町長選挙運動の公費負担における条例制定では、選挙運動費用の公費負担制度を導入するための条例制度で、第1点の選挙公営の拡大では、選挙運動用自動車の使用、2番目に選挙運動用ビラの作成、3番目に選挙運動用ポスターの作成というのがございます。

第2点に町議選挙のビラ頒布の解禁ということで、上限枚数が1,600枚。

第3点は町議選挙の供託金の導入で、額は15万円。没収点は、前回の選挙の参考値で69票ということでございます。

次の佐々町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、管理者要件と管理者要件の適用猶予が改正されるものです。

それから、佐々町国保条例の一部を改正する条例は、十八銀行と親和銀行の合併で十八親和銀行となることから、金融機関を限定しない条文に改正。

佐々町農業集落排水施設設置条例等の改正は、今年度中に公共下水道と接続し、事業を統合することから、関係条例等の廃止、一部改正を12月の定例会に上程予定ということでございました。

次に、総合計画・総合戦略については、執行から第7次総合計画の策定方針等の説明があり、町民との協働による計画づくり、親しみやすく分かりやすい計画づくり、行政評価と連動する計画づくりの5点を視点に策定作業に取り組んでいる。

総合計画は総合戦略と統合すること、期間は10年間とすること、実行計画アクションプランは取組方針、具体的な事業内容を示していくこと、PDCAサイクルの確立を目指すということです。

また、人口ビジョンの設定にかかる将来展望人口は、2060年に1万1,885人とのことです。

委員からの質疑として、現実問題として1万4,000人を突破している状況で、今後の人口に対して町長はどう考えるのかについては、町としては社会資本整備関係から1万5,000人と見ているが、人口が下がるわけですので1万4,500人を目指し、子育て世代とかを増やして活性化した町をつくるという目標でやっていきたいとの答弁でございました。

もう一点、現在の災害やコロナの問題を総合計画ではどう扱っていくのかの質問に対しては、今後審議会では取り組み、コロナ対策に関しては、新しい生活様式に対応した行政の方向性を含めて計画づくりを進めていく必要があると思っていますとの回答でした。

案件の指定金融機関の指定については、前回の委員会に続き、合併にかかる具体的な内容を整理して説明がございました。

内容は、通帳は今までどおり利用でき、口座番号の変更はないこと、システムの統合が1月4日なので、それまでの間、それぞれの銀行での手続に注意が必要ということです。

それから、指定金融機関の指定は、名称の変更をすること、指定代理金融機関のほうは指定しないということです。佐々町の定期預金の問題とか、銀行からの手数料有料化の問題は、執行のほうから今後の協議とさせていただきたいということでしたので、含めて継続調査といたしました。

その他、緊急を要する事案について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかる支援等では、現在までの第1弾から第3弾までの13事業の事業内容と補正額等の説明があり、大きなもので公共施設での感染防止のための対策物品購入で、透明パネルやサーマルカメラ12台等が上げられています。

新規事業として、新生児1人当たり10万円の支給を行う新生児特別定額給付金事業、自主運営避難所での感染防止のための対策物品購入事業、公共施設の手洗い自動水栓化事業、各種証明書コンビニ交付事業、フレイル予防移動支援事業、買物時の感染防止対策と新型コロナ関係での離職者対策としての緊急雇用創出事業等の取り組む事業として、一般財源相当額で3億

4,000万円程度が考えられているということでございます。

委員からは、新型コロナの移動支援、緊急雇用創出事業、マイバッグ配布事業、ガイドライン遵守店舗ステッカー作成についての確認意見がありました。

その他報告は、特別定額給付金の給付実績は6,000世帯、1万4,060人で、14億600万円との報告を含め6件の報告を受けて終了いたしました。

以上、かいつまんでの概要報告でしたが、詳しくはお手元に配付の総務厚生委員会報告を御一読いただきたいと思います。

これで総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（11時02分 休憩）

（11時11分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和2年7月20日及び8月18日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。

まず、7月20日の案件は、2項目2件について所管事務調査を行い、執行より9件のその他報告を受けました。GIGAスクール構想について及びその他の案件につきましては、8月12日の臨時会で報告しておりますので省略させていただきます。

案件の次のその他報告が残っておりますので報告いたします。

①西九州自動車道についての松浦佐々道路の進捗状況について。内容は、国による用地測量が終わりまりましたので、7月下旬から大茂地区の用地交渉が始まりますと建設課から報告を受けました。

②西九州自動車道についての4車線化事業の進捗状況について。内容は、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの間は4車線化事業が進んでいます。詳細設計に向けて、地形測量や地質調査などを実施されていますと報告がありました。

③道路網整備計画について。内容は、昨年度に佐々インターチェンジなど交通渋滞の緩和に向けた迂回ルートの検討及び町道の基本的な整備方針の検討をしましたと報告説明がありました。

④国道204号線歩道整備について。内容は、県に要望していました芳ノ浦、堀切の通学路側約235メートルの歩道拡幅整備を、令和2年度から4年度事業として県が計画されていますと報告を受けました。

⑤緊急しゅんせつ推進事業（起債事業）について。内容は、町が管理している8河川について、岩石や土砂の堆積、竹や樹木が自生しているので、起債を借りてしゅんせつしたいと報告

がありました。

⑥大雨による災害について。内容は、6月24日から7月11日までの3回の大雨により、町道など5件、農地など3件の災害が発生しましたと、建設課及び産業経済課から報告を受けました。

⑦業者の指名停止について、産業経済課から報告がありました。

⑧新平野ポンプ所建設について。内容は、既存のポンプ所が容量不足と水圧不足や道路に面していない問題を解決するため、規模は30トンの2槽を設置して、新平野ポンプ所を建設しますと報告を受けました。

⑨その他では、3件ありました。

続いて、8月18日の案件は、6項目8件について所管事務調査を行い、執行より6件のその他報告を受けました。

案件に入ります前に、新型コロナウイルスの支援策について、予算を含めた全体的な説明を企画財政課から報告と説明を受けました。

内容は、10万円の特別定額給付金、20万円の事業者支援給付金、ウェブ会議の構築、医療機関へのマスクや消毒液の購入、サーマルカメラ・オゾン発生装置・スポットクーラーなどの購入費用など、1次、2次の支援策を合わせて、総額3億4,000万円程度となる見込みとのことです。

（1）まちづくりについて。①佐々町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務委託について。内容は、佐々町の20年後のまちづくりを見据えた基本方針としての都市計画マスタープラン及びその詳細版としての立地適正化計画を、令和3年度までの業務で国際航業株式会社長崎支店へ委託したと建設課から報告と説明を受けました。

委員からは、農業振興地域の取扱いについては、今までビジョンを策定してきた、その取扱いについての確認がありました。

②新型コロナウイルス感染症の影響にかかる支援策について。内容は、建設課所管の公共施設、公園、町営住宅の集会所について、自動水栓化、又は、プッシュ水栓に切り替えるための補正予算を考えていますと説明を受けました。

（2）幼児・学校・社会教育及び整備について。町民体育館天井等改修工事について。内容は、町民体育館の天井の耐震補強、LED照明化、カーテン取り替えなど、10月下旬から来年3月まで実施すると教育委員会から説明を受けました。仮契約後に工事請負締結議案として議会に提出する予定とのことです。

②新型コロナウイルス感染症の影響にかかる支援策について。内容は、公民館及び図書館にサーマルカメラを設置、GIGAスクール構想でのタブレットPCのソフトウェア使用料、Wi-Fiモバイルルーター、LAN配線工事、それから、自動水栓化や万一のための修学旅行のキャンセル料、図書資料消毒器、オゾン発生器などを補正したいと教育委員会から説明を受けました。

（3）観光・商工について。新型コロナウイルス感染症の影響にかかる支援策について。内容は、飲食店や事業所への支援給付金、プレミアム商品券の購入状況の報告及び緊急雇用創出事業により町有施設等の草刈り、側溝及び公園の清掃等を建設課の作業班と一緒に作業することです。また、感染防止ガイドライン遵守店舗にステッカーの表示をしますと産業経済課から説明を受けました。

（4）事業の進捗状況について、各課から報告を受けております。投資的事業の進捗状況調査について。内容は、まず、建設課から昨年被災した災害復旧工事の進捗状況の報告や、今年度被災した工事設計業務委託は、予備費対応など。次に水道課から、志方地区農業集落排水の下水道への接続工事など。次に、産業経済課から、建設課同様、昨年被災した農業施設災害復旧工事。それから、今年度に被災しました工事設計業務委託は予備費対応など、最後に教育委

員会から、両小学校の体育館天井改修工事などについて状況説明を受けました。

（５）条例等について。佐々町農業集落排水施設設置条例等の改正について。内容は、角山地区及び志方近くの農業集落排水を公共下水道へ接続する工事は、今年度に完了予定なので、条例の廃止や規則の改正等を行いたい。議案の提出は、12月提案予定なので継続調査としました。

その他については、特にありませんでした。

続いて、その他報告に入り、執行から９件の報告がありました。

①繰越事業（災害復旧分）の進捗状況について。内容は、昨年被災した中川原地区のゴム製井堰を現在製作中で、11月から本格的に工事を進めると報告がありました。

②一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管の更新について。内容は、末永団地入り口から芳ノ浦バス停の歩道の拡幅整備に合わせ、配管替えをしますと報告がありました。

③下水処理場機器の修繕について。内容は、佐々浄化センターのモーターの回転数を制御するインバーターの故障、機械設備のオイル漏れがあり、補正対応しなければならない状況と報告説明がありました。

④新型コロナウイルス感染症対策について。内容は、町内会対抗ソフトボール大会、町民文化祭などを中止が決定したと教育委員会から報告を受けました。

⑤地方創生事業について。内容は、佐々駅舎の改修工事及び観光協会の体制整備などの事業として地方創生交付金事業で取り組み、275万円の内示がありましたと企画財政課と産業経済課から報告がありました。その他はありませんでした。

その他、詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告、所管事務調査を御覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告を委員長からお願いします。
２番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（浜野 亘 君）

令和２年６月定例会において設置されました新庁舎建設に関する調査特別委員会を、令和２年６月16日、６月26日、７月21日及び８月20日に開催しましたので、その概要を報告いたします。

内容は、現庁舎が50年経過して老朽化し、耐震基準を満たさないなどの問題を解決するため、庁舎建設基本構想、基本計画を令和２年３月に策定され、防災拠点としての整備が必要と判断し、新庁舎を建設することになりました。

令和３年までに基本設計及び実施設計を行い、令和４年度から５年度に建設工事を実施し、令和６年に供用開始を目指すことになっています。

まず、設計業者の選定は、代表企業枠をプロポーザル方式で決定し、基本的に代表企業枠の設計業者と町内企業枠がジョイントベンチャーを組んでいただきます。代表企業枠は、１次審査を書類審査、２次審査をプレゼンとヒアリングを行い決定されます。町内企業枠は、書類審査で選定し、代表企業枠のジョイントベンチャー候補者として登録されることになります。

それでは、日付ごとに会議の報告をいたします。

令和2年6月16日、第1回新庁舎建設に関する調査特別委員会。内容は、委員長及び副委員長の選任について。結果、委員長は浜野、副委員長に永田議員が選任されました。

2番目として、調査案件は、新庁舎建設に関する調査についてを決定しました。内容は、基本設計・実施設計業務委託仕様書、事業者選定プロポーザル実施要領（案）など調査することにした。

続いて、令和2年6月26日、第2回新庁舎建設に関する調査特別委員会。内容は、1番目、基本構想、基本計画の経過説明、最終候補地、規模、建設費について執行から報告説明を受けました。

2番目に、基本設計、実施設計、事業者選定プロポーザル実施要領（案）及び審査要領（案）について調査をしました。

3番目に、設計業務委託仕様書（案）及び事業者選定プロポーザル審査基準（案）について調査をしました。

続いて、7月21日、第3回新庁舎建設に関する調査特別委員会。内容は、第1回業務委託事業者選定委員会の結果報告について、設計業務プロポーザル実施要領、設計業務委託仕様書、審査基準（案）及び審査要領を参加表明書評価要領に一本化して修正しましたと報告説明を受けました。

その他、工事期間中の駐車場が1年程度使用できなくなるので、設計業者のアドバイスを受けながら早めに検討してほしいとの意見が出ました。

8月20日、第4回新庁舎建設に関する調査特別委員会。内容は、第2回業務委託事業者選定委員会の結果報告について。参加表明書評価要領に基づき、2次選考へ進む代表企業枠事業者の1次選考結果の報告について報告説明がありました。9月11日にプレゼン及びヒアリングを公開で実施予定とのことです。

今月の予定としましては、9月11日に代表企業枠の6社で2次選考が、公開によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施され、その後、第3回業務委託事業者選定委員会を開催されて代表企業枠が決まります。

そして、第4回事業者選定委員会により、町内企業枠の書類審査が行われ、ジョイントベンチャー候補者としての登載がされ、代表企業枠との協議が行われることになります。それで設計業者のジョイントベンチャーが決まり、随意契約となります。

9月28日に、事業者選定委員会の結果報告を受けるため、調査特別委員会を開催する予定です。

その他詳細につきましては、お手持ちの新庁舎建設に関する調査特別委員会報告を御覧ください。

以上で、特別委員会の報告を終わります。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第6、委員会報告を終わります。

— 日程第7 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、4番、長谷川忠議員の発言を許可します。

4 番（長谷川 忠 君）

4番、長谷川です。議長からの許可が出ましたので、今から一般質問をさせていただきます。

質問の事項としまして、今回は、やっぱりどうしてもコロナウイルスが、いまだに終息がありませんので、そして、なおかつ、このコロナ対策で大変な中、9月の9号、10号の台風において、執行部の皆さん、10号の時などは日曜日の出勤になってはりつけで一生懸命、住民の方の避難所の世話をなさっていたことに感謝申し上げます。今後も、まだ、いろいろこういうふうにやっぱり災害がたくさん発生する時期を想定されますので、執行部の皆さん、皆さん、頑張ってください。よろしくお願いします。

では、いきます。新型コロナウイルス感染症対策として、本町は支援事業にて、所管別対応で34項目、内容的には13項目が、現在、事業取組で、21項目が新規事業として審議調査をしています。

現在のところ、本町では、幸いにコロナウイルス感染症ゼロであります。長崎県の市町では、第2波のウイルス拡散にて増加傾向で、本町においても、いつ何時感染症が出て不思議ではありません。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症のリスクある医療、介護現場で勤められる本町在住の医療従事者、町内外に対して、支援策事業として、本町として慰労金を支給してはいいかなものかと提案しております。よろしくお願いします。町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長谷川議員の質問でございますけど、いまだ終息していないということで、新型コロナウイルス感染に対する今後の町の対応策ということで御質問があっております。

まず、新型コロナウイルス対応の、ウイルス感染症の対策につきましては、町内外の医療機関の先生方をはじめ、医療従事者の皆様、それから感染リスクがある状況の中で、不安を抱えながら対応されている中で、本町といたしまして、これまで町内の医療機関に対しまして、使い捨てマスクをはじめ、手指の消毒液、それからハンドソープとか、それから手袋、使い捨ての防護服、それからフェイスシールド、アイソレーションガウンセット、それからN95のマスクの配布を今行っているところでございます。

議員の御質問の医療従事者への慰労金の支給についてということでお話がありました。これに関連いたしまして、国とか県によりまして、慰労金交付事業としまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、医療分のうちの対応従事者慰労金交付事業というのがあるわけでございます。これは、新型コロナの感染症に対する医療提供に関しまして、都道府県から役割を設定されました医療機関などに勤務し、患者と接する医療従事者などに対しまして、慰労金を支給するというものでございます。

内容としましては、新型のコロナウイルスの感染症の指定医療機関などの従事者に対しましての支給される20万円や10万円、その他の病院などの従事者に支給される5万円の設定があるわけでございます。それぞれ、各都道府県の患者発生1例目から、6月30日までの間に10日以上勤務した方が対象ということになっておるわけでございます。

この患者の定義も新型コロナウイルス感染者の患者に限らず、ほかの疾病による患者も全て対象になっておりまして、医療従事者の定義も医師、看護師等の医療専門職以外でも医療機関などにおける業務内容によりまして、資格や職種に限定はなく、事務職なども含まれているも

のとなっておりますので、ほとんどの医療機関にお勤めの医療従事者の方々が支給対象となっております。国保連合会を通じまして県へ申請し、慰労金の支給が行われるものとなっているわけでございます。

また、介護の現場に勤めておられる方への慰労金につきましても、医療同様、国県の事業といたしまして、介護事業者や、それから施設等で勤務されている方に対しまして、慰労金の給付があるわけでございます。

内容としましては、実際に新型コロナウイルスの感染症患者、又は、濃厚接触者に対しまして、一度でも訪問系のサービスを提供した職員に対しまして20万円を給付すると。それから、実際に新型コロナウイルスの感染症患者、又は、濃厚接触者が発生した日以降に、当該施設等で勤務した職員に対しても20万円を給付すると。こうした2つの病気以外で施設に勤務し、利用者と接触する職員に対しまして5万円を給付するということになっているわけでございます。町内のほとんどの介護事業所で申請をされておりまして、給付を受けられており、未申請の事業所についても、9月中には申請を予定されているということでお聞きをしているわけでございます。

以上のような状況の中で、本町独自の支援策といたしましても、御提案の慰労金の支給ではなく、今回の補正予算でも計上をさせていただいておりますが、マスクなどの物資の支給とか並びにインフルエンザのワクチンの接種対象枠の拡充によりまして、今後、第2波とか第3波が懸念されるなかで、やはり感染のリスクと向き合う医療とか、そういう介護従事者の皆さん方に対しまして、やはり負担軽減というのを我々は図らなければならないと考えておりますので、そのような支援を今後行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

町長、ありがとうございます。単独で医療機関にマスクとか消毒液、使い捨て手袋とか防護服ですか、予算的には追加予算までして424万1,000円程度、また拠出なさっていますけど、国県、確かにやっておられます。しかし、やっぱりどうしても、この小さな町で感染者もいないと、そういうことだけで安心してはいけないと思うんですね。やっぱり医療に関しては、やっぱり逼迫しています。医療機関に受診に行かれる方も、ちょっとやっぱりコロナがあるからということで、ちょっと敬遠なさったり、検診等でも、結局、三密になるからといって、やっぱりがん検査なんかもしない方も、今年は全国的に増えてるという数字が出ています。

そういうこともあって、やっぱりこのコロナが長引く状態の中で、少しでもやっぱり本町だけ、小さな町ですので、高額ではなくてもいいから、やっぱり医療に従事なさっている方々に少しでも、本町として独自に、1万円でもいいから出せないものかと思ひまして提案させていただいたわけです。

また、他県のことを言うのもあれですけど、コロナウイルスの感染に対して対応では、京都府の福知山市では、慰労金制度の対象外となった保育士へ5万円給付したりとか、九州では、福岡県飯塚市で医療従事者、保育施設、放課後児童クラブの職員1人当たり3万円、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭には、1世帯当たり5万円を給付しているということです。

このように、町独自で、市独自でやっているところがありますので、何とか本町でもできないものかと思ひまして、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

慰労金の支給ということで、これは今2町、2市ですか、今お話しがありましたように、全国的にやはり独自で取り組んでいる市町村というのは、なかなかないわけで探すのが難しいわけでございまして、まあ幾つかの支援事例というのものもあるわけでございますけど、やはり、これほとんどがですね、やはり感染症のコロナ感染症の患者に対応した医療従事者に対する支援ということが、今なっている、主になっているわけでございます。そういうことで、介護とか、それから病院とかですね、今やっているわけでございます。

これは、診療とか検査の医療行為に関する調整等、全て町じゃなくて、県または一部の政令都市で今やっておられますので、やはり検診とか予防接種の保健分野に関する調整等は市町村の役割となっているということでございます。

しかしながら、やはり新型コロナウイルスの診療とか検査、入院の体制とか宿泊等の施設などは、医療行為の対応というのは、全て今、県のほうでお願いしてやっているわけでございます。そのために、医療従事者に対する支援というのは、都道府県の役割ということと考えられておりまして、全国的にも市町村が独自に支援するというのが、事例が、今ないのではないかと、先ほど長谷川議員がおっしゃったようにですね、考えているところでございまして、本町もそういうことで同様に今考えておりまして、やはり町としましては、やはり、先ほど申しましたように、物資の支給とか、インフルエンザワクチンの接種とかいった、そういう支援は行っていきたいと考えておりますけど、現状では、町独自の支援といいますか、そういう慰労金の支給については、なかなか難しいのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

お金が発生することであって、財源も基金も要ることありますので、なかなか難しいことではあるけど、先ほども言ったように、医療現場で一生懸命働かれる、勤められる方、その人たちに、何とか少しでも町としての気持ち的な慰労金を出すことは無理なのではないかと、やっぱり町長のお考えでは、国とか県から出ているから、もうこれ以上必要ないのではないかと、やっぱりそういうことですかね。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

国県が出していますので必要でないということはないんですけど、なかなか町が単独で、全国的にこういう例というのは、難しいわけでございまして、町としては今のところ物資とか、やはりそういう予防接種でやっていかなきゃならないと。そういうことで対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

給付金に関しましては、そういうことで、お考えが、もしも変わればということで期待をしておきます。

そこで、この新型コロナウイルス、もう本当に社会問題になってるんですね。感染症者特定により誹謗中傷、人権侵害、またはコロナウイルス感染症が完治なさった、陰性と判断なさったなら、なられた方でも原因不明の後遺障害が、通常生活に戻れないと、そういう方もいらっしゃると思いますので、今後、コロナも少しは停滞するんじゃないかなと思うんですが、これから先、インフルエンザも出てくるでしょう。いろんな感染症が出てくると思いますので、その節は、町としての対応を住民目線でしっかりやっていただくことを願って、ここの質問は終わります。

じゃあ、1問目終わりました、2問目をさせていただきます。

本町の全域に広報として定着している広報無線放送が聞き取りにくい地区があると御存じでしょうか。台風、大雨災害など頻繁に発生するこの時期に、本町民にとって重要な情報源として役割を果たしています。しかしながら、暴風雨時には広報無線放送の音が打ち消される状態であります。本町は、聞き取りにくい場合は民放テレビNBCにてデータ放送の中、メニュー欄の自治体情報として閲覧できますが、高齢者などの一人暮らしの方には、緊急事態における個々の対応策はどのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変、広報無線というのが、なかなか風とか台風で聞き取りにくい場面が多々あると思って、大変御不便をお掛けしてらると思っております。

現在の防災行政無線につきましては、防災の関連情報とか行政情報を文字放送で提供することを目的にしまして、総合防災システムということで平成28年6月に、今整備をしたところでございまして、29年4月からは、放送した内容というのは、先ほどお話がありましたように、やはり携帯電話でも確認できるようにメール発信を今行っているところでございます。

これまでの間、放送で聞こえづらい地域の対策としまして、屋外の拡声器の子局の増設や、それからスピーカーの機種の変更とかスピーカーの向きの調整、それから聴覚に障害のある方や難聴地域への戸別の受信機というのを、設置を行っておるわけでございます。御指摘のとおり、やはり屋内で放送内容が全く、全て確認するということは、なかなか先ほど申しましたように、暴風とか何かありましたときには、さらに支障が出てくると、我々もそこは十分認識しているところでございます。

この対策としまして、本町では、防災情報に関しまして、NBCのデータ放送とか、町のホームページ、メール発信、電話の応対のサービス、4つの方法で放送内容というのを確認できるようにしているわけでございます。そういう4つの方法で、広報紙に周知を図りたいところでございますけど、継続して、我々としても周知の徹底を行っていきたいと考えているわけでございます。

高齢者の方の、どうするのかというのがなかなか厳しいわけでございまして、現在、戸別受信機というのは、聴覚に障害のある方とか難聴地域の住宅ということで、今現在、21台の貸出しを行っているところでございます。この戸別受信機の配置には、やはり家屋の軒先にアンテナの設置とか、借家・アパートなどには設置はなかなか難しいのかもしれませんが、いわゆる御指摘の一人暮らしの高齢者の方の戸別受信機の貸出しに関してでございますけど、やはり戸別受信機の台数が、今20台未満でございますので、障害の発生、聴覚障害のお持ちの方とか、難聴

地区の方々に対しまして、優先的に、今貸し出したいと考えておりますけど、戸別受信機の追加購入とか設置につきましては、今後、十分研究をして、やはりそういうことを、不便さをなくすように努力をしなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

分かりました。でもですね、今回、台風、9月に来た、2日の日に来たんですかね、9号が。そして、また6日の日には台風10号が、戦後最大級の大きな、皆さんが経験なさったことのないような台風が来るということで、大変みんな身を構えたわけですね。町としても、避難所開設は適切に行われたと思いますし、言うなれば、避難所の対応についても、7月ですか、14日に避難所開設訓練実施、それを地域交流センターのほうで行っていらっしやいましたよね。私もそのとき参加させていただいたんですけど。

ああやって、そういう避難所確認、いろんな備品をそろえられて対応できるように準備しているということで、やられたんですけど、あのときは、町内会長、一つはコロナウイルスの関係があって、三密になるという状況下の中だったから、町内会長さんを午前の部と午後の部で振り分けられて、その避難所開設の実施訓練ということをやっているんですけど、できれば一般の住民の方にも、町がこうしてやっているよという、やっぱり参加、体験しないと分からない部分って多分にあるんですよね。前も一般質問で言ったことがあるんですけど、総合避難訓練はしないのかと言ったこともありましたが、今はどちらかというと、自分の身は自分で守ろうと、やっぱりそういうふうな世の流れがなってきた。これほど災害が増えてくると、そういう考えも、やっぱりなくてはならないのかとは思いますが、でも、やっぱり公的な指導が何かと必要になってくると僕は思うんですよね。

だから、今後も、いろいろと企画なさっていると思います。その中でも、先ほど言ったように、どうしても避難をする場合、国としても避難所勧告、市町村に発令する、ちょっとレベルが分かりづらいということで、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するとか、そういう話が出てますもんね。それも2021年には運用しよう。そういう形で、そのレベルも、やっぱり一般の方には判断しにくいところがあるんですよね。その要素も、やっぱり公的なほうから皆さんに告知するということが一番ベストだと思うんです。

そこで、現在、防災無線が、防災行政無線ですか、平成28年6月よりアナログ放送よりデジタル放送に切り替えられたそうですね。そこで、音声はデジタル化して変換され、行政無線では女性の声、防災時は男性の声とのことですね。また、役場2階の産業経済課の奥にある広報無線室により、山頂にある農業体験施設近くですかね、無人中継所があるんですかね、やっぱりあそこに。よく、見に行ったわけじゃないんですけど、ちょっと耳に挟んだもんですから、そのところ、ちょっと教えていただければ、よろしくお願いします。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

中継局が、大岳の農業体験施設の近くにございまして、この親局、役場の親局から一旦中継局に飛びまして、そこから各町内の子局に飛ぶようになっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、親局が、やっぱり農業体験施設の近くの大岳あたりのほうにあるとお聞きしました。
ところで、その本町のそれをもとにして、各地区にどれくらいのアンテナを、受信アンテナ
があって、そこで皆さんに放送ができるのか。何本ぐらいあるんですか、大体。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

屋外拡声子局が66局あります。それと、この中継局から再送信子局、江里とさざんかになり
ますけれども、再送信子局が2局あります。それと先ほど申しました屋外拡声子局が66局あり
ます。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

全部で68ですか。理解しました。そのやっぱり緊急時の対応策として、やっぱりその送信さ
れるメンテナンス管理のほうは、常時行ってらっしゃるんですか。どういう形でなっているか、
教えていただければ。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

保守点検を年1回、毎年度行っている状況です。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

分かりました。そうやってメンテナンスもおかれて、緊急に皆さんの住民にお知らせする大
切なシステムですので、1年に1回ということですが、それも大変だと思います。しかしながら、
先ほど町長にもお尋ねしたいんですけど、そのNBCのデータ放送、かれこれありますけど、
これはあくまでも電気がある場所で、停電時には完全にボツなんですよね。だから、見ようと
思っても見れない。そこで対応する意味で、停電時に対応できる。よろしいですか、続けて。
（議長「はい、よかですよ。」）スマートフォンのメールシステムを活用して、本町の災害の情
報を受信しようとなさっていましたよね。でもやっぱりスマートフォンとか、やっぱりお年寄
りの方、それもQRコードとかアクセスして、その読み取り込めなければ、そのメールも見られ
ません。そこのところをどういうふうに考えられますか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり今、長谷川議員さんがおっしゃったように、高齢者の一人暮らしというのが、緊急事態にどうするのかって、ここが一番対応が難しいところでございます。やはり電気が切れた場合、テレビのNBCとの情報ができないと、それから広報無線は、やはり台風で聞き取れないとか、そういうこともあるわけです。メールもなかなかですね、お年の方が使えるというのは難しいわけでございます。基本的には、町としましては、災害時の避難行動の要支援者名簿というのが町にございます。その中で、今現在、604名の方が名簿を登載して、整備をしているわけございまして、やはりこの地域包括支援センターを中心に、やはり皆様方に呼びかけとか、家族等にもお知らせして、やはりその中で支援を受けることができない方については、やはり町としてやっていかなきゃならないと思いますし、それから地域包括支援センターの職員でも支援をしていかなければならないんじゃないかということで、防災行政無線ができない、いろいろな分からないところにありましては、そういう個々に、やはり支援をしていかなければならないんじゃないかと町としては考えておりまして、やはり、それからもう一つは、ケアマネさんも、ほかの事業所のいろんな施設のケアマネージャーさんもいらっしゃいますので、その中からも連絡をしていただいて、こうした支援をしながら、やはり高齢者の対応ということを精度を上げていかなければならないんじゃないかと、町としては考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

まあ、一人暮らしで高齢者、視覚障害者などの方に、戸別の受信機を、現在21台ですか、そういうふうに貸し出していらっしゃるんですけど、今後多少しも、やっぱり604、対象者がいらっしゃるということですから、もっと増やしていかなければいけないんじゃないかならうかと思いますので、そのところをよろしくお願いします。

そして、今回の台風で停電、断水によるライフライン、命を守る大切さを、本当、皆さん住民の方は体験なさったと思います。

また、高齢者や障害者に対しての公助、共助の連携を、今後とも町として頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして最後に、本町は、こういう災害とかいろいろ、対応に大変な時期に入ってきています。日本だけの話じゃなくてありますから。だから、うちの町も、ひとつ危機管理課の創設をしてはいかがかと。いかがでしょうか。これ最後にお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私どもは危機管理というのは、大変、今から災害、いつ起こるか分からないという、異常気象の中で、大変厳しいところがあると思いますので、危機管理については、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

以上で、4番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

1時まで昼食休憩いたします。

（12時03分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第7 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、9番、淡田邦夫議員の発言を許可します。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

9番、淡田邦夫でございます。通告書に基づき、質問をさせていただきます。

まず、第1問は、給食センターの今後ということで質問いたします。

2問目は、第6次佐々町総合計画後期基本計画の実施状況はどうなったのかを質問いたします。

議長へお願いですけれども、8月19日の総務厚生委員会で総合計画、第7次総合計画策定方針についての所管事務調査が行われておりますので、総務厚生委員会の資料についても関連がございますので、質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、第1問の給食センターの今後ですが、6月の議会で阿部議員の質問に対して、給食センターの場所を検討していた北部運動公園に設置しないとの答弁が町長からありました。この場所に関しましては、住民懇談会を北部体育館で2回ほど開催し、1度目は北部運動公園に設置することの反対の意見が多くありました。教育委員会は、この意見を持ち帰り、再度検討するというところで、第1回目は終了したと思います。

第2回目の参加者は第1回目よりやや少なかったと思いますが、北部運動公園に設置、再度、反対者からは設置に反対するの意見がありました。中には、北部運動公園に設置してもいいのではないかという意見もあり、意見は特定の方に発言が限られておりまして、最終的に結論なく、第2回も終了いたしております。

第1回、第2回の懇談会の状況を踏まえて、町長は、6月の議会で発言だったと思いますが、令和元年9月13日の全員協議会で、学校給食施設検討委員会、経過御報告として、検討委員さん10名より答申が、黒川教育長に出しております。

検討委員会は、平成30年8月から11月まで、3回ほど候補地としても検討されたようでございますけれども、この設置場所については、町で検討してくださいという、協議してくださいというような意見になったと思います。

また、平成31年3月5日の産業建設文教委員会で事業実施計画の大型計画を4事業発表されました。その中に、学校給食センター事業として6億8,100万円で令和4年度に完成となっております。令和2年度で1,500万円、令和3年度では4億9,600万円と計上しており、完成は令和4年度の予定となっております。

7月の委員会で、教育長へ、学校給食センターの今後はお聞きしたんですけれども、まだ話が進んでないとの答弁でございましたので、今後の見通しを町長のほうからお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

担当の教育長でよろしいですか。
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

失礼いたします。

令和元年8月1日の学校給食施設整備検討委員会の答申を受けて、昨年11月及び今年2月、北部グラウンドを建設候補地として地元住民説明会を開催いたしたところですが、議員御指摘のように反対意見を多数いただいた結果となったところでございます。残念ながら、地元の賛同を得ることができませんでした。

給食センターは町内の小・中学生に安全でおいしい給食を供給するという役目を担う施設でございますから、地元の了解を得ることなくして建設は厳しいと考えております。また、住民説明会資料を、厳しい状況であるということを逐次、町長に報告をしていたところでございます。給食施設整備計画を軌道に乗せるためにも、用地の選定を急ぎたいと考えているところでございます。

なお、建設地が決定後、基本実施設計となりますので、財政計画上の記載されてある予算等については、場合によっては、後年度にずれ込むということになってしまうということでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

淡田議員。

9 番（淡田 邦夫 君）

教育長、ずれ込むと言われましたけども、いつ頃までずれ込むとか、そこら辺のところははっきり答弁を、後でお願いいたします。

それから、第2問目でも、総合計画でも、いろいろとその計画について質問を行いますけれども、例えば、先ほどもありましたけれども、事業計画、し尿処理とかじんかい処理場とか、そういういろんな計画をしておられます。

例えば、この北部運動公園の中で、そういう反対意見があったということで、そのまま引っ込めて、今後の事業計画はどのように考えておられるのか。例えば、反対になった場合には、そういうことで事業計画を中止されるものかどうか、そこら辺のところをお伺いをしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

給食センターの先ほどお話がありました後年度にずれ込むということで、教育長のほうからもお話がありました。

やはり、場所がなかなか決まらないと、そこにするとということがなかなか無理でありますので、やはり、これは事業年度がずれ込むことは仕方がないのではないかと、町としては考えたところでございます。

先ほどお話ししましたように、我々も、私も地元をお願いしたいということで考えておりましたんですけど、やはり、教育委員会からも地元に根強い反対があるということで、やはり向

こう、今、北部運動公園になっているわけでごさいますて、なかなか、そういうことで厳しいという、地元の方にも御心労をお掛けすることはなかなか厳しいのではないかとということで、町としては、この前話しましたように、そこについては断念をさせていただいたということでございます。

現在、今、淡田議員がおっしゃったように、町としては4大事業ということで、新庁舎の建替事業、ごみ処理施設、それから、し尿処理施設、それから、今の給食センターということで、並行して、その今、コロナがはやってますので、新型コロナのウイルス対策、感染症対策というの、やはりやらなきゃならないということで、やはり緊急的な予算を今、投じているところでございます。

やはり国からの財政支援の動きを注視しながら、この4大事業を含めた財政計画というのを整理しながら進めていきたいと。給食センターを断念するというものではございませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先ほど、町長から答弁がありましたように、まず、建設候補地が決まらないことには、後の事業計画が成り立ちませんので、今の時点で、いつ頃までずれ込むということは明確に言及できない状況でございます。申し訳ありません。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

何かを建設、行うとすれば賛成、反対ということは十分理解しておるわけでございますけれども、その2回の懇談会にも私出席させていただきました。その中で、やはり、私は首長が来て、どうかその決めてしまったことですから、それをどうのこうの言うわけじゃありませんけれども、やはり、私は首長が来て、再度お願いするべきではないかと、個人的には思っております。

例えば、今から、先ほど言いましたように4大事業、それから第7次総合計画の、そういういろんな事業もあるということで、そうした場合には、先ほど言いましたように、町民の方から反対があった場合にはすぐやめるとねというような、何でこのうちだけそういうことをするとねというような意見も、ひょっとしたら出るかもわからん。そういうことで、私はやはり、3回目までやるかどうかわかりませんが、町民の方にも、そういうお願いするとか、最終的に駄目かもわかりませんが、そういう気持ちを伝えていただいてほしかったということで、私は思っておりますけれども、最終的に駄目かもわかりませんが、そういう気持ちだけは持っていたきたい、そういう町長に気持ちがなかったのかどうか。

最終的に、教育委員会から報告を受けて、最終的に断念というような、その断念を、委員会もなし、何にもなし、その6月の定例会でぽつと言われたわけですね。そういうことで、どういうふうに思っておられるのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私もすぐ現地に行かなくて断念したということではないわけでございます。逐一、教育委員会のほうから報告を受けておりました。

ただ、今、淡田議員も御存じのとおり、北部の運動公園ですね。やはり、公園を潰してまでということが地元の根強い反対があったということでございます。

私も現地にこういう説明会には、いつも行っているわけでございます。し尿処理施設のときも行きましたし、本当、行くつもりでおったんですけど、そういうことで、委員会から逐一報告を受けながら、その中でやはり、地元にも根強い反対があるということ、先ほど申しましたような報告を受けましたので、やはりこれ以上、地元の方に心労をお掛けするのはよくないということで、断念したということでございます。

そういう断念をしたんですけど、場所についてはまた今後、町として、この事業を断念するわけではございません。延期させていただいて、あと、財政企画との整合性をとりながらやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

この給食センターにつきましては、私が議員になってもう間もなく12年ということになるんですけども、この議員の研修しよるときには、必ず給食センターということで、あちこちに見て回っておるわけですね。この計画は議員としても、始まってもう10年以上にもなると思うわけですよ。

それに対して、ここの諮問委員会の中でも、やはり候補地は五、六項目出ておりました。この二重丸付いたところ。この北部運動公園について、どうのこうの私は言ってるわけじゃないわけです。その執行の姿勢に対して、私は、まだいつまでするかわからんとか、候補地が決まらんばわからんとか、やっぱりこれは、町長が4大事業言うとするわけですよ。何でそがん早うすることをせんとかねということと思うわけですよ。

そこら辺のところをもう少し、何でもそうですけども、検討します、そういうことで終わってしもうて、いつの間にか後ろ後ろになってしまう。そういう傾向が特に多いんじゃないかということと思うんですけども、町長はじゃあ、そこら辺の候補地とか、そういうことで、頭にはあって断られたと思うんですけども、そこら辺のところをどういうふうにお考えなのか。令和4年度ということになっておりますけれども、どういうふうにお考えなのか、再度お伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、淡田議員のおっしゃることはよくわかります、平成30年にそういう計画ということで、給食センターの事業をやらなきゃならないと、答申も出てるわけでございます。それが、やはりこの後年度にずれ込むということ、それから、もう1つは淡田議員がおっしゃったように、4大事業ということがあるわけですね。それを、一応真っ先にやらなければならないのは何かということもよく考えなきゃならないということです。

庁舎建設事業につきましても、これは来年までしか予算がこないわけですね、補助がですね。起債が。だから、それを急がなきゃならない。そしたら、それを4つ一緒に全部やりきるか

いうことは、なかなか財政的に厳しいわけです。財政計画は、やはり、順序を踏んでいかなければ、財政計画を考えながらやっていかなきゃならないと。とりあえずは、庁舎建設急がなければならぬんじゃないか。金を、起債をもらうためにはそれをやらなきゃならないということで、起債をやっているわけでございます。

もちろん、給食センターも急がなきゃならない。やはり今、3つに分けてやっているのはやはり、それから、給食の対策もやっていかなきゃならないということは、我々もよくわかってるんです。だから、その4つの事業をいっぺんにやるということは、今、財政状況はなかなか厳しいんじゃないかということを私は考えているわけですね。

だから、やらないわけじゃないんです。だから、やるつもりでいるんですけど、ちょっともう少し考えさせてください。それから、場所についても、ある程度の案は持ってます、自分でですね、考えてはいます。しかし、これはまだまだ、委員会の皆さん方にもお示ししてないし、議会にもお示ししていませんので、それについては、教育委員会で今協議をしながら、場所についても考えなきゃならない。皆さん方にお示しするつもりであります。

だから、大変遅くなって申し訳ないんですけど、やはり、庁舎建設というのは、起債事業が来年度までしかないわけですね。それを早くやってのせなければ、国からの起債事業、金をもらえないということが一番あるわけです、頭にですね。

それと、もう1つは、淡田議員も御存じのとおり、し尿等、し尿処理施設も早く、これもやらなきゃいけないわけですね。今もう、地元の住民説明会も終わりました。そういうことで、今もう申請をしてます、国のほうで。大体、地元のほうから理解を、私は得たと思っていますので、そういうことで、早く前向きに進まなければならないと思っていますし、ごみ処理についても、もう年限がきているわけですね。だから、その辺も考えてやらなきゃならない。

それからもちろん、給食センターも今、4つ、3つに分かれてやっていますので、早く統一して、やはり、給食センターもやりたいんですけど、やはり、そこら辺は、全部の財政計画というのがあるわけございまして、やはり、そこを考えながら、町としてはやっていきたいと思っていますので、もう少し時間をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私がここの質問の中で言いたいのは、まずは、そういう地元から反対されたと言うて、それは、反対も先ほど言いましたように、反対も賛成も、意見はあるということは十分承知しております。

ただ、反対されたからといって、いろいろ教育委員会から報告を受けて、そういうことで、町長は出て来んどって、そのまま断念するというのが、私はちょっとおかしいんじゃないかということで申し上げておきます。

そして、それなりの、やはり地元に行っても、そういうお願いをしてでも、今後のことが、私はそういう事業に対してあるのではないかとということで思っておるものですから、そういうことで質問させていただきました。

それと、先ほど言いましたように、これはもう、給食センターというとは、そういう4大事業というとは、もう、この前から聞いております。だから、それをそこら辺のところは早めに解決して、そういう給食センターというのもしていただきたいということでお願いをしておきます。

それから、この北部グラウンドですけれども、この前の住民懇談会で、そういう町内会長が

そこで言うておられたんですけれども、あそこを草刈りしたりと、そういうようなありました。そして、もうそこを断念するからには、やはり、運動公園として使うことでしょうか、そういう運動公園の管理ということも、教育長、十分に考えておっていただきたい。

それと、あその泥が、だいぶもう流れてしまいよるわけですよ。そして、子どもがキャッチボールとか何とかした場合には、ボールがその下しゃん落っちゃけてしまうということで、そういうことも相談を受けておりますので、どうか、そこら辺のところも検討していただきたいということで、そういうふうに、教育長のほうからお願いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

北部グラウンドの全体的な管理につきましては建設課のほうでございますので、その部分の今御指摘があった部分につきましては現地を確認させていただきまして、どういった方法が最適なのかというのを検討させていただいて、対応をさせていただきたいというように思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

分かりました。そういうことで、どうぞ、給食センターに関しましては、今後ともよろしく願いいたします。

2 問目ですけれども、第 6 次総合計画の後期基本計画は2020年、令和 2 年度で 5 か年を経過しようとしております。今年はコロナ問題で多くの時間を費やし、総合計画の計画フォローも大変であったと思っております。

第 6 次総合計画では、町の将来像を中長期的に取り組み、そのテーマも地域が稼ぐ、地域の自立を重視しながら、検討しながらこられたということで思っております。また、後期計画では、総合戦略の実現を踏まえて、チャレンジしないことが失敗であるという認識のもとに取り組んでこられたのではなかろうかと思っております。

この言葉に関しましては、町長が一番、1 ページ目に書いてありますので、そこら辺のところも頭に置いて答弁をしていただきたいということを思っております。

まず、この総合計画表ですけれども、具体的に実施内容、数値目標を掲げられておりまして、非常にわかりやすい計画表だと私自身は思っております。この将来を展望として、令和元年度、人口が 1 万 3,900 人と設定しておられましたが、令和 2 年度 7 月現在で 1 万 4,073 人、世帯数が 6,035 世帯、大幅の増加となっております。この増大になった要因はどのような施策をとられたのか、まずは町長のほうにお聞きをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

施策で言ったのかどうかちょっと分からないわけですけど、議員がおっしゃいますように、住民基本の台帳の人口でございますけど、令和 2 年 7 月末で 1 万 4,073 人ということで、8 月末

で1万4,086人ということになっておりまして、今年に入りまして1万4,000人台で推移をしているという状況でございます。

令和元年度の末の人口と5年前の平成26年の末の人口を比較すると、14歳以下の年少人口というのが157人、7.2%増加しておりまして、特に、10代未満の人口が139人と9.5%増加をしておりまして、これと合わせて、40代の人口というのも149人、8.4%増加している状況でございます。

この要因ということではありますが、はっきりといったことはなかなか難しいわけでございますけど、本町の特徴的なことは、年少人口が増加しているという現状から、本町の子育て支援の施策というのが、施策として、小中学校の電子黒板とか保育料、幼稚園の保育料の負担軽減事業とか、それから、学校給食の負担軽減事業、それから、福祉医療費の助成などの拡充ということで、子育て支援を充実させたことも1つの要因ではないかと考えております。

そして、西九州自動車道の佐々インターが開通したということも、その後の民間活力によりまして、やはり、地域の新築戸数、戸建てとか住宅共同住宅というのを、建設も、人口増の要因になっているのではないかと考えていますので、その2つが主な要因ではないかと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今、町長から答弁をいただきましたけれども、西九州道とか福祉というようなことではなかろうかというような、はっきりした、これをやったからこういうふうになったということで、自信持って言われるのかなということでしたが、人口が増えたということは、13市8町ある中で、やはり、もう数か所しかないわけです。そういうことで、佐々町の魅力を発信しながら、この総合計画にも向き合っていただきたいということで思っております。

まずは、項目ごとにお聞きしたいんですけれども、時間もございませんので、この計画実施に向けた取組みが、職員一同が、例えば実行、PDCAということで、先ほどから出ておりますけれども、実行、評価、それから見直し、この地域経済システムのデータを活用して、随時必要、検討、見直しを行っておるということになっておりますが、どのように、そこの実行、評価、見直し、随時必要、検討、見直しということで行っていくということになっておりますけど、どういうふうな見直し方をやっておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まあこれ、実行、評価、見直しということで、職員一同ということで、地域の、やはり経済分析システムというのは、やはり地方創生の様々な刈り込みといいますか、取組みがありますので、その情報面からの支援をするために、経産業と、それから内閣官房まち・ひと・しごと総合戦略の提供しているデータということはあるので、そのデータになり、それから、効果的な施策の立案、実行、先ほどお話がありましたように、検証のために利用されていることになっておりますので、産業構造とか人口動態とか、人の流れですね、そういうビッグデータというのが集約しながら可視化するシステムということをやりたいと、分析をしていくシステムというのがありますので、それをしていきたいと思います。

議員の御指摘のとおり、地域経済の分析システムのデータ、要するに、有効に活用するとい

うことはもちろんですが、必要な検討、見直しも行っていくということで、現時点では、このシステムを活用しながら、分析をしていないというのが現状でありますので、今後、そういうシステムを有効に使いながら、やはり、分析等を進めていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私、町長ですね、ここの先ほど言いました件を、随時必要、検討、見直しということで、具体的なお話になるということだと思っただけです。ところが、ここの中に、答弁の中に、地域の地方創生とか、難しい国の何か指示とか、県の指示とか、そういうことで、町自体として、例えばですね、年に何回か、こういう総合戦略ということで、例えば、管理職以上で全部集めてとか、そういうような会合をやっておられるもんかどうか。

ただ単に、この意識調査ということで出ておりますけれども、今度の第7次総合計画の策定戦略ということも出ておりますけれども、ここの中にも、年に1回行うとか、そういうことでなるとるわけですよ。それは全然やっておられないわけです。

例えばですね、私は民間企業の中で、この総合戦略とか何とかやなしに、私どもは目標管理ということで、ずうっと何十年とやってきたもんですから、月に1回、その管理職だけで集まってそういう、じゃあ、こういうことで数値を決めておるけれども、これに関して、どういうふうにしたら実行できるのかということはずっとやってきたもんですから、余りにもそこら辺のところの立派な目標値はできておるんですけど、数値目標として、じゃあフォローとか何とかはほとんどやっておられない。そして、ここの町民の2年の8月19日に、意識調査ということで出ておりますけれども、これも、業者が全部まとめられたわけですよ。

町長か、財政企画課長か、どこら辺かわかりませんが、これを目を通して、ああそうかということじゃないかと思うんですけど、私はそういう、ここに立派な、先ほど言いましたように、数値目標も出ておるもんですから、じゃあこれが5年後、10年後の佐々町を決める大きな私は目標値だと思って質問しとるわけです。

ただ単に、つくったけんということで、今お話を聞いて、どうかなということで思うもんですから、担当者でも結構ですので、今後どういうふうにやっていかれるか、再度お伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

さっき、総合計画の基本計画全体ということで、外部評価という形というのはできてないわけでございますけど、やはり、戦略的な取組みということで、総合戦略に掲げる事業につきましては、毎年度、事業評価とか、それから検証委員会のほうで評価をいただいているというところでございます。

令和元年度の評価、検証の結果になりますけど、全体的には66事業のうち、現状維持が41事業、見直しは5事業、別事業への統合も含めた廃止が8事業ということで、事業完了が2事業になっているということで、いろいろなこういう総合計画に掲げている指標の目標値の達成状況が、全体の91項目のうち、達成度が80%以上の項目というのが48項目、5割になっているが、達成度が56%未満の項目が28項目、3割が、半分が達成できていないという状況でありますの

で、毎年やはり、この毎年度のローリング方式というのを形はできていないというのが現状ですが、毎年度の予算編成時期ですね、予算編成時において、見直しを含めた事業化の検討というのは、今現在行っているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

町長ですね、これ5年後、10年後の佐々町を見極める大きな目標だと、私は思ってるんですよ。それを、例えば、町長は頭をひねりよるばってんが、じゃあ、我々が何に向かっていくかというたら、この管理職の方たちがですよ。やはり、この数値で、やっぱりどこをどういうふうにせんばということだと思っておられるのではなかろうかということだ思うわけですけども、そこで私は、お願いなんですけども、例えば、半年に1回でもいい。そういう、ここの第6次総合計画、第7次に今度はなるわけでございますけれども、そういう目標値に対してどういうふうにするか。各課にここら辺のところ、48項目と言われましたけれども、各課に振り分けてでも、お前これだけ、こことここは、この課はなるとやけんが、自分たちで管理せろよと、そういうような、各課に配分したところのそういうお考えはありませんか。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

民間と違って、お金があれば事業ができるもんじゃないわけですね。これは全体的な考えの方向性があるわけです。町の仕組みがですね。だから、民間のようにPDCAをやればいいというもんではなかわけですね。いろいろ、全体的にこう、町民の考えもあるし、ほかの人の考えもある。ずうっと考えますので、全体的にどこで集約しながらやっていくかっていうのを、もちろん、総合計画立てていますので、総合計画に基づいて事業はやっていかなきゃなりません。これがその10年間で全部やってくれて、PDCAに基づいてやってくれて職員に言っても、なかなか職員はそこで、いろんな住民の問題とか全部出てきますので、やはり、一つ一つそれをクリアしながらやっていかなきゃならないと思っていますので、なかなかそれは、淡田議員がおっしゃるようにできれば一番いいんですけど、これはなかなか今難しいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

町長、できるって、せんわけですたい。せんとして。

というのはね、今度、菅総理になりました、ですよ。その大臣を決める前提として菅総理が言っておられるのは、改革意欲がある方ということなんですよ。町長が音頭をとらんけんか、何もかんもできんわけですたい。私はそがん思うとるわけです。

例えばですね、4大事業と言うたでしようが。そしたら町長はそういうことで、何月何日って、私、全協で言われましたけども、バアーっと動くわけですたい。そういう音頭を何で町長は、そういうことで民間と違うと言われた。町長は全部、そういう役場出身、民間は知らん。

私は役場。ここの議員になって初めて知った。そいけんが、ここに来てから、何やこりゃっと思ふとるわけですよ。そのお金かけて計画しとって、町民の税金でしとって何もせん。やっぱり我々は、その民間企業のとときには、やはり、お金を稼がなきゃけんか、倒産しとくなかけんがするわけですよ。

この役場の職員さんたちは、税金で全部、全部じゃなか、語弊があるかも知れませんが。そういうことでしるわけですよ。町民のため、ここは国民のためって菅総理は言っている。町民のため、そういう計画のせんとかねということだと思うもんですから、私はここの総合計画というとは、非常に大事な計画ではないかということだと思っておるもんですから、そういうことで言わせていただいております。

それからですね、もう一つ、住民との協議による計画推進でPDCAを確実にを行うため、外部有識者、町民代表で構成される外部評価体制を構築され、第7次総合計画総合戦略方針で計画策定に向けて、基本的な考えで、計画一致ということだっているわけですよ。

そして、この前の総務厚生委員会におきまして、計画の位置付け、それから安心・安全なまちづくり推進、策定の視点についてなどの6項目が出ておりますけれども、ここの中で、実行計画で計画されていくのは毎度、毎年度、決定して進行管理を行い、計画の実施、実現するためにPDCAサイクルを確立を目指すとなっておりますけれども、町長が言われたことに対して来年の計画は全く合わん。そこら辺のところはどのように。

せつかくそういうことで、策定の要綱が出ておることに対して、町長は民間と違うとか何とかということだと言っておられますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの4大事業というのは、淡田議員も御存じのとおり、今、佐々町の4大事業は、税金でももちろんやるわけでございます。補助金を使って。それを一遍にやり切るといふ財政じゃなかでしよ。そこをようっと考えていただければ分かる。民間じゃないんですよ。だから、そこを我々は順序を踏んでやりたいと。しかしながら、補助金は早く、締切りが出ているのを早く優先的にやりたいということは考えている。

それから、職員が何もしないんじゃないんです。職員、一生懸命になって今やっているんですよ。これもですね。総合計画のほうも。（淡田議員「いや、私、何もしてないと言いいよらん。」）言われたでしよ、さっき。そこじゃなくて、一生懸命やって、もちろん私が悪いかも知れない。それ指図ができなかったのは。しかしながら、一生懸命、今やっているわけです。

そこで、先ほどお話がありましたように、PDCAというのは、我々、全部やっているわけです。しかしながら、やはりこれ、民間と公共団体とはちょっとそこら辺が違うんですね。やはり、住民のコンセンサスを得なければならないわけですよ、いろんな住民の皆さん方の。だから、不特定多数じゃなくて、多くの方の理解を得ながら事業をやっていくというのが、まず、我々の務めですから、そこを優先的にやっているということで、もちろん、総合計画全部上げて、全部100%やれば一番いいんですけど、やはり、これは財政的な問題もあるわけですね。

だから、そこを準備に、やはり、優先的なものをつけながらやっていくということで、まず、できなかった分については次の総合計画できちっとやるような、そういう順序を踏んでやっていかなきゃならないんじゃないかということだと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

あと2分しかありませんので、町長の言われることは、私は役場の職員さん方が何もしようと言うたかもしれませんが、そこら辺のところは、それは、もしも言うたら、もうごめんなさいと言うしかありません。

そこです、この意識調査の中で、この中の31ページに行政改革を進めていく上で必要なことということになっておるわけです。

この中で、職員の能力向上、それから、積極的にわかりやすい行政情報公開ということになっておるわけでございます。そういういろんな調査の中でここに出ておりますので、そこら辺のところも再度見ていただく。そして、私は何度でも申し上げますけれども、やっぱり、佐々町をつくっていくためには、そういう立派な計画表はできとる。そういうことで、この書かれとることに對して忠実に守っていただきたいということで質問を終わらせていただきます。

議長（川副 善敬 君）

以上で、9 番、淡田邦夫議員の一般質問を終わります。

— 日程第7 一般質問（浜野亘議員） —

議長（川副 善敬 君）

続きまして、次に、一問一答方式により、2 番、浜野亘議員の発言を許可します。

2 番（浜野 亘 君）

皆さん、こんにちは。2 番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、2つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

私は、佐々町をもっとよか町にするため、質問と提案等をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、今回の台風で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御自宅や田畑、農業施設や稲作等の被害に遭われた方々のお見舞いを申し上げます。また、職員の皆さんは、休日出勤や避難所で宿直をなさったそうで、大変お疲れ様でした。

まず1 番目の避難勧告等に伴う避難所への避難の状況についてお尋ねをいたします。

令和元年、昨年8月27日からの九州北部豪雨では、避難準備情報レベル3が発出され、避難所が開設され、その後、全町民に避難勧告レベル4が発出されました。避難者は最大で13世帯29人でした。

また、令和2年7月6日に避難準備情報が発出され、避難所を開設されましたが、実際に避難の状況報告では、避難者は最大で12世帯、19人でした。

そのほかにも、6月25日及び7月9日にも避難準備情報、いずれもレベル3が発出されていますが、最大で4世帯、5人とのことでした。

また、今回の9月2日の台風9号により、13時頃に避難準備情報を発出され、避難所を開設されたときの避難者は5世帯9人でした。9月6日の台風10号では、避難勧告レベル4で、191世帯366人の多くの方が避難されたとのことです。

そこで、災害時要援護者、今は避難行動支援者と言いますが、何人おられるのでしょうか。

また、広報無線での呼びかけや新型コロナへの対応等を含め、どのような対策を考えておら

れるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

まず、御質問の災害時の要支援者数のことでございます。

令和2年8月1日現在で604名ということになっておりまして、内訳は、要介護等支援が355名、それから、身体障害者の方が221名、知的障害者が26名、精神障害者が64名ということで、666名になりますが、重複があるため、一応こういう内容になっているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、コロナ対策ですかね。今言われたは、この。御存じのように、避難所での新型コロナウイルス感染症の対策ということでございますよね。

対策としましては、やはりマスクとか、まずマスクをして、手指の消毒液とか非接触の体温計などを事前に準備をいたしております。そして、コロナの感染対策としまして、やはり、購入を進めておりました簡易ベッドにつきましては、今回の台風前に納品ができておりましたが、パーテーションが納品が間に合わなかったということで、これは来月10日に納品ができる予定で、これは簡易ベッドにつきましては、使用をさせていただいております。

それから、7月14日に全職員を対象に、新型コロナウイルス対策を目的としました避難所の開設の訓練というのを、議員も御存じのとおり実施をしております、この訓練に参加させていただいていると聞いておりますが、避難場所への入室前の体温測定とかテーブル消毒をお願いしながら、2週間以内の発熱の症状とか病院の受診の検査なども、それから海外・県外の滞在の有無というのも確認している状況でございまして、やはり施設を清潔区域と非清潔区域といたしますか、発熱者と感染症がある人たちについては清潔な区域の立入りをを行いながら御遠慮をさせていただいて、専用のスペースを設けたということでございまして、世帯単位で避難をしていただくということで、三密にならないように、ソーシャルディスタンスのお願いを行っているということでございまして、今回は大きな発熱になった方というのはいらっしゃいませんでしたので、そういうことでやっているわけでございます。

今回の避難所につきましても、通常開設している公民館、地域交流センター、それから町民体育館に加えまして、佐々小学校、口石小学校、総合福祉センターも開設しているわけでございますけど、先ほど議員が申されましたように、全体として191世帯の避難者が366名ということになったということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

私が通告一覧表に書いておりますことが読んでいただけなかったんでしょうね。避難された方の対応のことを重く言っているわけじゃなくて、避難してもらうために、どのような対策をとらないといけないかというのが、私の文章の趣旨でございますので。

昨年の8月27日から28日の九州北部豪雨は記憶に新しく、御存じだと思いますが、時間雨量100ミリを超える大雨で、佐賀県大町町では甚大な被害となってしまいました。今回の台風は、二、三日前から台風では異例の特別警報が出るかもしれないと、報道が何回もありましたので、結果的に多くの方が避難されたと思います。

昨年の一般質問では、避難訓練を試みるべきだと申し上げました。しかし、今年は地域防

災計画の見直しを行い、職員の初動マニュアル、避難判断マニュアル、避難所運営マニュアルを策定するとのことでしたが、いまだ示されておりません。

また、防災の出前講座や防災講演会を開催するとの回答でしたが、出前講座は分かりませんが、防災講演会はコロナ禍により中止となりました。

今、町長が言われた7月14日には避難所開設訓練は実施されたものの、避難訓練も未実施のようでございます。

今回の台風10号は、長崎県では約130万人に避難指示、又は避難勧告が発出されましたが、避難された方は約5万人にすぎません。新型コロナ感染対策で分散避難も呼びかけられて、町外のホテルに宿泊された方もおられると思います。また一つ、新たな課題が見えたのではありませんか。

次の提案との関係で質問しますが、ホテルに避難された方について、町内会でも把握は難しいので、ましてや町で把握はできないと思いますが、仕方ないとお思いなのか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

災害の避難時の行動者の支援ということでお尋ねがあったのではないかと考えております。

やはり先ほど申し上げましたように、今度の台風10号というのが、特別警報が出るんじゃないかということで、ホテル等の宿泊についてのお話があったおりました。その人数については、まだちょっと私のほうは把握はしてないわけでございますけども、うちの裏の人も、そういうことで伊万里のほうに宿泊できるということで行かれました。ホテルがなかなか空いてないということもお話もお聞きしましたので、そこら辺については、また今後十分、どうするのかというのはいかなければならないと。

それから、行動支援の名簿というのを登録されている方については、町としましては地域包括支援センターだけではなくて、介護事業所とか障害者の事業所などが連携を図りながら支援を行っていく必要があるのではないかと考えていますし、やはりケアマネージャーさんとかもいらっしゃいますので、そこら辺の支援について、ショートステイによって避難されるという方も出てくるんじゃないかといった整理を進めなければならぬと思っています。また、障害者の事業所に関わっている方についても、施設ごとの一時預かりなどの対応もできておるといってお聞きしています。

ただ、こうした支援の名簿がしっかりと整理されていること、それから地域における情報共有というのがなかなかできてないということで、この仕組みが大変今後重要になってくるんじゃないかと考えておりますので、この10号の台風に遭ったことを踏まえながら、やはり今後増加する高齢者への対応というの、十分精度を上げて考えていかなきゃならないんじゃないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

604人の避難行動支援者に対して、どの方が何人か分かりませんが、台風のときは多かったですけども、7月9日時点では5人。ほとんどが自分で判断されて、避難しないでもいいというようなことだと思うんですよ。だから言っているわけで、私は台風よりも、佐々町は水害

ではないかと。昨年も同じようなことを。このハザードマップを使ったのに、なぜ避難していただけないのかというところを皆さんに周知徹底を図らないと、避難する方はどんどん、今は菅総理が自助を先頭に出されておりますので、自分の判断で避難してください、自分の身を守ってくださいみたいな形になっている。行政は何をするのという話になっていきますので。

今年の例をあげて言いますけれども、山形県の最上川流域の大江町ですが、水害が発生する前日の7月28日に避難勧告を発出しています。大江町の総務課長は、危機が迫っていることを強く意識してもらうため、ピンポイントで地区を絞って、レベル4の避難勧告を出したそうです。自主防災組織を2年前につくり、避難訓練を続けておられ、自治会長は避難対象の家を回って、口頭で呼びかけ、住民の方もいつもの大雨と違うと感じ、全員が避難されたそうです。約1時間後に住宅は浸水したものの、亡くなった方はいなかったという実話です。

だから、地域の方を知るために、個人情報保護の観点から、自治会長にはいかない、どの方が住んでいる、アパートの方は誰が住んでいるかって分からない。行政もましてや家とか分かりにくいので、その辺をどうやっていくのかというところを問題提起しているわけです。

台風であれば、三密を避けるため、安全と思われる場所、堅牢な建物に避難もありますが、水害は個人の判断はだめだと思います。空振りでも構わないと思わせることが大切ではありませんか。ということで、障害を持たれている方や歩行が困難な高齢者等の避難行動要支援者はレベル3で避難開始するようになっていますが、御自宅やホテルでも避難の選択肢とテレビ等で報道されていますが、避難者をどのように把握され、避難をどのように周知徹底されるつもりなのかお尋ねをします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

先ほど町長のほうからもありましたけれども、今後の話としまして、今回の台風10号で避難者が非常に多かったということもございますので、今後、さらに対応の精度は上げていく必要があるかと思うんですけども、現時点では、地域包括支援センターが関わっている方々が、まずございますので、そういったところで御家族の方への連絡をし、また、それぞれ介護施設でお世話になっている方たちもいらっしゃいますので、ケアマネージャーさんとそういった協議をしたり、場合によってはショートステイで避難をされる方、先ほど議員おっしゃるように、ホテルのほうに今回の場合は避難をされる方、それぞれ出てきております。

また、障害をお持ちの方につきましても、それぞれその障害者の方が関わっていらっしゃる事業所との関係でも一時預かりとかもできておりますので、そういった対応がなされておるところでございます。

ただ、今回の実態で、先ほどから名簿604名というお話をさせていただいておりますけれども、604名のうち、全体、先ほど366名の避難者があったという話ですけども、その366名の中には25名の方が604名の内訳ということになっております。したがって、先ほど議員御指摘のように、場合によっては、もっと避難の御支援が必要だったかもしれないし、また、場合によっては、その御家族で避難をなさった方もあるかもしれません。先ほどから町長が申し上げておりますように、今回の避難者が多かったことを踏まえて、今後、この604名の名簿、実際に避難をなさる方々の対応ということの精度を上げていかなければいけないというふうに担当課としては思っているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それから、もう一つ、先ほど浜野議員からも御指摘がありましたように、町内会関係で、やはり町内会に入っていない人がたくさんいらっしゃるわけでありまして。そういう方たちをどうするのか。それをやはりきちんとやらなければ、できないわけでございます。幸い、自主防災組織というのが各町内会にできているわけでございます。もう少し練度を上げながら、それから自主防災組織のほうもお願いをしながら、やはり今後災害というのが、今の災害はちょっと昔の災害と比べて桁がだいぶ違うわけでございますので、やはり事前に手を打っておかなければ、なかなか住民の安全安心というのをすることができないと我々も考えています。そういう中で、今回の件の反省も踏まえながら、きちんとした対応というのを、もう少し練度を上げて考えていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

昨年9月の定例会でも申し上げて、前進はいくらかしたかなと思いますけれども、頑張っていたきたいと思います。

台風10号に伴い、どの自治体も避難所を増設されていて、県内742か所のうち、約18%にあたる133か所の避難所で満員になったとのこと。今年3月にコロナ禍で三密は避けないといけません。そこで町民体育館では夏や冬は厳しいと思いますし、避難所を増やしていくと多くの職員が必要になります。数少ない職員で対応するためには、海拔が福祉センターより高い地域交流センターでの避難所運営がよいのではないのでしょうか。ただ欠点があります。1階の多目的室での武道の練習は、夏場は暑くてたまりません。課題として、昨年度に検討するよう意見を申し上げておりましたが、検討されたかどうかだけお尋ねをしたいと思います。あと3番議員に同じ質問がありますので、あとは3番議員に引き継ぎたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

地域交流センターのエアコン設置の件ということでよろしいですか。エアコン設置につきましては、緊急防災・減災事業債、そちらの起債の対象が今年度までということで聞いております。後段の一般質問のほうに出てまいりますけど、まずは施設が社会教育施設ということで考えさせていただきまして、その部分の必要性和、他の社会教育施設との公平性、ただ、おっしゃるとおり、今後の避難所というのは、やっぱり避難所の環境を上げていくということが重要かと考えておりますので、その辺につきましては、また今後、財源的なものも含めて検討させていただきたいということで考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、地域交流センターで、1階のほうが武道館ですね。浜野議員も御存じのとおり。あそこを今年避難所にしたわけでございますけど、あそこの床が振動するもんですから、それに酔っ

た方が何人かいらっしゃるんです。そこら辺ももう少し、やっぱり考えてしなければ、なかなか厳しいところもあるなということは感じた次第です。これは、今度の災害で反省点で、よく分かったと思っておりますので、先ほど総務課長が申しましたように、緊急減災で、なるべくなら我々も冷暖房といいますか、そういう空調設備は付けたいと思っていますし、それから、やはりロビーには必ず、学校でもいいんですけど、学校でもテレビが見れないんですね、今、学校が。ネットだけしかないもんですから、普通のテレビが見られないということで、そういうところも、もう少し考えていかなければならないんじゃないかと、全体的に考えて思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

検討されたかどうかだけお答えいただければよかったんですけど、ちょっと時間がなくなってしましまして、次の質問に移ります。

2 番目の業務委託及び公共工事の入札の在り方についてお尋ねをします。そもそも入札及び契約の適正化法によると、入札及び契約の透明性が確保され、公正な競争が促進され、談合などの不正行為の排除等の規定があります。前回は資料がなく、分かりづらかったようですので、今回は議会事務局にお願いして、入札結果の資料を作成していただきました。

平成29年12月定例会で入札の問題点を指摘しておりましたが、ちょうどこのときも、波佐見町の官製談合の新聞記事がありまして、今回も、今朝、波佐見町で設計額を教えたという、タイミングがよすぎまして、びっくりしておりますけれども。

消防詰所の設計業務委託において、8月21日に入札が実施され、3社が失格で、超過が1社となっています。その後、26日に再入札が実施され、2社が最低制限で失格になり、1社が超過でした。失格となられた業者の差が100万円以上あった業者が落札されました。前回、同じようなことを言ったときに、900円で最低制限にかかって失格となられたんです。資料がですね、資料ナンバーの101番と105番です。改善すべきだと思いますのでお尋ねをします。

もう1点、8月5日に入札されました2件の町内会集会所の外壁改修工事について、超過2社及び辞退が1社となっていますが、町内の塗装業者を指名されたことは大変よかったと思いますが、超過とは腑に落ちません。実勢価格からすると超過はあり得ないと疑問に思い、入札結果の種類を見つけられませんでしたので、その8月5日の前には入札はなかったのか確認しながらお尋ねをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、お尋ねの町内会集会所の外壁の改修工事の入札につきましてですが、元々7月14日に入札を実施しておりまして、1社が辞退、2社が最低制限価格を下回ったことで失格となり、入札が不調となっております。その後、議会に報告したとおりの公表という形になっております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

消防団の詰所の建替えの設計業務、これも総務課が担当でございますけど、8月21日に実施しました消防団詰所の建替工事実施設計ということで、業務委託につきましては、町内の4社の業者を指名しておりまして、執行いたしまして、結果としまして、議員がおっしゃっているように3社が最低制限価格を下回って失格したということで、1社が予定価格を超過したということで不落になったということで、設計を変更いたしまして、8月26日に執行いたしました入札におきまして、今度は2社が最低制限価格を下回り、失格で、1社が超過しましたが、1社が落札されたということでお聞きをしております、議員がおっしゃっていますように、改善点をどうするのかというなかなか難しい課題だと考えております。行政としては、いかに費用を削減することができるのかというのが重要であります、やはり適正な施工というのがですね、我々も確保を図らなければならないし、やはり不当に安く、不当廉売といいますか、そういう安くの対策として、やはり最低制限価格を設定しておりますので、そういうことで御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

そもそも最低制限価格の設定についてなんですけども、入札制度が基本は一般競争入札ですよ。それに基づいてダンピング等があったので、最低制限価格等を設けた上で入札を執行されている。一般競争入札が上にあって、佐々町で一般競争入札されたのはいつですか。お尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

現在まで一般競争入札は行ったことはありません。

議 長（川副 善敬 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

入札及び契約の適正化法によると、最低制限価格を努力義務みたい書いてありますが、それ以上に、一般競争入札をしてないところはしなさいと書いてあるんです。それはそこまでにしておきますけども。

資料ナンバー101番と105番。まず、消防詰所の設計業務委託の件ですが、最低制限価格を下回った、約3,000円安かったので失格です。それなら2社が失格になって、今度1社が落札したのが100万円も差のあった方が取られた。民間ではちょっと考えられない状況です。前回のときは900円で失格になられた。

地方自治法施行令第167条の10第2項では、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不相当であると認めるときはうんぬん、ほかの者を落札者とすることができると規定されています。これで最低制限価格を設けられているわけなんですけども、一般競争入札において、過去に1円で落札したことがあり、本町じゃないですね、競争にならないし、会社

の利益にもならない上に粗雑業務になりかねないなどの理由でされたのでしょうか。業者を指名する場合は、今、指名競争入札でほとんどがされているということですので、その業者の技術力や組織等を判断して決められていると思うんです。

一方の工事請負ですが、平成20年ごろから最低制限価格の導入をされたようですが、外壁塗装工事は町内会の負担金が発生するわけで、通常は工事費の3割を負担する決まりです。工事請負費が高額となると、町内会の負担も、もちろん大きくなるわけですね。そこで、今回は屋根及び外壁塗装工事なので、個人宅よりも金額が増えますけども、ある程度の金額の想像はつきます。最初に入札されたときの金額が、恐らく200万円から250万円の金額ではなかったかと思いますけども。

それから、資料ナンバー92とナンバー93の工事のほうです。それが公共工事で設計すると、実勢価格からかけ離れた数字で失格となったのではありませんか。あまり発注がない塗装工事なので、経験が少なく、公共工事の見積りで諸経費が安く、事務費や安全管理費等を入れなかったと推察はできます。最低制限価格を設定するにしても、佐々町財務規則第68条第2項のとおり、設計額の3分の2以上の70%程度にしておけばよかったのではありませんか。ほとんどの方が失格にならないで、町のほうに貢献していただいたというふうに思いますけども。

提案でございます。最低制限価格を3分の2以上にすれば、何ら問題なく解決すると思うのです。町長の考えとも一緒です。節約するということですので、業者さんが協力していただければ、競争していただいて、正規の競争が図られるんじゃないかというふうに思います。

時間がないので、次に行きますけれども、ちょっと長くなって申し訳ないです。

本町では、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、業務委託は平成27年10月から最低制限価格を設けるよう、順次、進めなさいとあるので導入したと、当時の担当課長から回答があったわけです。それで、公共工事品確法を読み返してみましたが、第4条第1項第1号に、受注者等の責務として公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることとなっており、同項第4号に、公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するためうんぬん、基準または最低制限価格の設定、その他の必要な措置を講ずること、しか書いてありません。

なぜ、このように申し上げているかですけども、消防詰所の業務委託では、頑張って競争された業者さんが失格になった。3番手の方が大差があっても落札されたわけですから、本町の損失だと思いますし、以前にも申し上げましたが、予算額を知るため、業者が職員に接触を試みるなどして、今回、波佐見町であったように、設計額も教えろと。そうすれば最低制限価格は分かりますよね。今後、競争が生まれなくなるので、町として不利益となると思うからでございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてですが、ダンピング発注の排除とありますが、過去に一般競争入札をしたことはないということですが、これには通達がきております。一般競争入札を導入すること。

最後に、最低制限価格の設計額との割合について、令和2年4月から工事請負費は約85%から90%に引き上げられてるんです。そしたら、失格がたくさん出るのは当たり前ですね。業務委託は約67%から75%となっていますが、最低制限価格を引き上げなければ、多くは失格にはならなかったと思います。

私からの提案ですが、この際、4大事業の推進のため、財源を確保しなければなりませんので、最低制限価格を3分の2ルールで御協力をいただいたらどうでしょうか。入札制度を変えるつもりはないのかお尋ねをします。

議長（川副 善敬 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

今、2番議員が言われておりますとおり、最低制限価格ということで行っておりますけれども、契約の内容に適合しました履行を確保するというので、実際、行っておりますけれども、この入札につきましては、町の支出の原因となる契約が工事、又は制度、その他についての契約に限られているということで、実際、物品とか財産等の購入につきましては、この最低制限価格を設けることができませんので、他の自治体でも行っております最低制限価格で今後も実施させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

検討もしないというのはおかしいんじゃないでしょうかって申し上げているのに、やらせてくださいと。

令和2年度の105番を開けていただいたら、資料を作っていた分。平成30年に104番から106番まで、口石小学校空調設備の設計、佐々中学校空調設備、それから佐々小学校の空調設備、資料はないんですけど、このときも失格者ばかりだったんです。一番高い方が落札しているわけです。それは指名競争入札でされて、実績がある業者さんです。全く同じことの繰り返しです。

資料をせっかく作っていただいたので、まず1ページ目、平成31年126号を見ていただいてよろしいでしょうか。この3番目の業者さんは失格になっておられるんですけど、前年度までに、検針を佐々町で実績がある業者さんなんです。私たち委員会には年間550万円程度になりますといったら、今度3年契約でされたのに、その550万円より3倍以上になっているんです。こういうことになってしまうって、そのときに指摘しておったわけです。高額になってしまう。全然節約にならないですね。実績がある業者が失格になって、新たな業者さんが取られる、金額が高いということを申し上げております。

あと、ずっと失格があるところを見ていただければ、結構、有名な会社、佐々で実績のある、次のページの41号もこれ実績がありますよね。下から3行目と2行目の方は実績があるわけですけど、こういうふうに、差が1,400円しかないんです。1,400円で失格になるわけですか。最低制限価格があることによって、ということです。

あとは時間ですので終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、2番議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

（14時20分 休憩）

（14時30分 再開）

— 日程第7 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、永田勝美議員の発言を許可します。

3 番（永田 勝美 君）

3番の永田勝美でございます。私は、日本共産党を代表して、町民の暮らしと福祉社会保障の向上に向けて質問いたします。

はじめに、この間の新型コロナウイルス、台風災害、熱中症などで亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、被災あるいは療養中の皆様にお見舞い申し上げます。さらに、医療・社会福祉従事者をはじめ、介護の従事者などをはじめ、私たちの暮らしを支えていただいている各分野のエッセンシャルワーカーの皆様、役場の職員の皆様たちも含めてですけれども、心から感謝を申し上げ敬意を表したいと思います。

さて、最初の質問は、コロナウイルス対策についてであります。同時に、この間、台風9号、10号が相次いで襲来し、今回は町内で360人以上の方が避難所を利用されました。新型コロナウイルスの影響で、避難所における感染防止も大きな課題となっています。同時に、今年の熱中症の状況について言いますと、熱中症は9月初めの長崎新聞で報道されておりましたが、今年の8月、長崎県では、統計史上最多となる516人の方が救急搬送され、昨年の1.34倍というふうになっています。

お盆前の8月14日には、諫早市で65歳の方がお亡くなりになるという状況もありました。搬送者の内訳も65歳以上の高齢者が6割を占めるという状況というふうに報道されています。

そこで、改めて、こうした避難所での熱中症予防、同時にコロナ対策を行うという点でいうと、先ほど来質問もありました、いわゆるエアコンの設置というのは非常に重要になるんじゃないだろうか。その重要性については、言をまたないというふうに思います。

その際、最近のエアコンについては、停電時でも使用が可能となる、いわゆるガスヒーポンエアコンが重要になっているというふうに言われておりました。さらに、いわゆるエアコンという概念も少し違うんですけども、輻射式の冷暖房装置というのも開発されていて、いわゆるパネルヒーター型のエアコンだそうです。

熊本地震の際に、熊本市や、あるいは宇土市の体育館に設置をされて非常に効果があったというふうなものがあるそうであります。この間のやつを見ますと、そうした、いわゆる停電対策等も含めた対応というのが重要になるんじゃないだろうか。

財源の問題については、緊急防災・減災事業債というのが先ほどもお話しになっておりました。今年度までの申請というふうになっております。もし、延長の予定がないのであれば、今年度の実設計だけでも追加して、やるというようなことができないだろうかということもあわせて提案したいと思います。

町として、こうした緊急防災・減災事業債なども活用したいいわゆる避難所、避難所には交流センターだけでなく小中学校の体育館、町民体育館などもあるわけですから、こういったものへのエアコンの整備を行うべきと考えますけれどもいかがでしょうか。所見をお示しいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの御質問もありましたけど、地域交流センターというのが体育館同様、社会体育施設ということで町としては考えているわけでございまして、現時点では、なかなかエアコン設置というのは難しいわけでございますけど、やはり、こういう大きい災害がくれば、やはり良好な避難環境というか、避難所の環境というのは我々も必要だと考えてございまして、やはりこの重要な課題だとは認識はしている次第でございます。

そういうことで、先ほど緊急防災・減災の事業の活用ができるということで、私ども、それ

も認識しておりまして、先ほど総務課長が言いますように、充当率が100%ということで、交付税率が70%ということで、これを使えば、使うことがあればできるわけでございますけど、現状、これが今年度いっぱいということでございます。この起債が延長されるかというのは、まだ新たな、国からの別の支援があるかも分からないわけでございますけど、財源の措置というのを勘案しながら、やはり検討しなければならないんじゃないかと思っております。

現在、全国の知事会とか市長会とか町村会で、延長のお願いというのもみんなで今やっているとございまして、そういう中で、やはり避難所の非常時というのは大変なことで、やはりエアコンというのはなかなか必要でございますので、これからそれらを含めて、やはり研究させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

是非、前倒しといいますか、積極的な検討をお願いしたい。

ただ、先ほど申し上げましたが、いわゆるそのエアコンの中身についても一定の研究が必要だというふうに思います。ですから、体育館に向くもの、あるいは、例えば、交流センターの多目的ホールに向くもの、あるいは小さい部屋に向くものと様々にあるというふうに思うんですね。それで、自家発内蔵型のエアコンというのもありますから、そういったものも含めて、是非検討していただいて、避難所にふさわしいエアコンの設置というのを進めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、生活保護世帯へのエアコン設置状況についてであります。佐々町の生活保護者数というのは約200人というふうにお伺いしております。今、エアコンの有無が、生活保護世帯の中でエアコンのない家庭の問題というのが、社会的にも大きな問題になっておりまして、そうした生活実態というのは把握しておられるのかどうか。エアコンを設置してない世帯を把握されておるかどうかにについてお答え頂きたい。

さらに、訪問面談等で受給者等の対話の中で、熱中症にならないための様々な予防、声掛け、訪問の頻度などについて、民生委員の方々など、どのように活動されておるのかについてもお答えいただきたい。

特に、その懸念が強い高齢者の方々、さらには、町営住宅に在住されている方の中で、かなりエアコンのない家庭が多いというふうにお聞きしております。そういった状況を見るときに、こうした熱中症予防の観点から、エアコンの普及、どう進めていくのかということについてもお答えいただければと思えます。

今、長崎県内のエアコンの普及率というのは90.9%というふうになっておりますので、そうしたものも踏まえて御答弁をいただければと思えます。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

生活保護所帯におけるエアコンということでお話がありました。

8月26日現在で140所帯の方が生活保護を受けられているということをお聞きしておりまして、39所帯にはエアコンが設置されておりませんということでございます。

平成30年4月1日から生活保護費でのエアコンの設置が可能ということになっているということは、議員も御承知のとおりと思っておりますけど、エアコンの未設置の39所帯のうちの

30世帯が、平成30年3月31日以前から生活保護費を受けていらっしゃるという所帯でございます。

そこで、平成30年3月31日以前に生活保護所帯となっていた世帯に対するエアコンの設置に関する制度的な支援が社会福祉協議会の中の生活福祉資金の貸付けによりまして、一時的な融資を受けていただきましてエアコンを設置していただくようになるということで、貸付金に係る返済が発生しますが、その返済の費用を生活保護費のほうで負担をするといった対応になっているということをお聞きしております。

このエアコンの未設置の39所帯につきましては、県の福祉事務所のケースワーカーさんが正しく熱中対策などのいろいろ指導をされておりますけど、やはりエアコンの設置について話をされているんですけど、設置にはまだ至っていないということをお聞きをしているところでございます。

福祉事務所の対応も新型コロナの対応ということで、訪問活動が、今、停止されておりますので、やはり電話等での支援となっておりますので、やはり今後、今御質問がありましたので、エアコンの未設置所帯の対応などについても改めて福祉事務所等の担当のほうとも協議をさせていただければと思っております。

それから、公営住宅につきましては、建設課のほうに分かっていると思いますので、建設課のほうで課長のほうから答弁させていただきます。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、今回の件につきまして、ちょっと調査をさせていただきました。

ただ、団地等についてはちょっと把握が難しゅうございますので、牧崎団地のC棟以外、それと図池、里山第2のところで調査をさせていただきまして、全てが生活保護というわけではないんですが、全体で159戸が入居となっております。そのうち、クーラーが設置されていない住戸が18戸ありました。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

最近の、いわゆる猛暑というのは、今年も私たち経験したように、ちょっとこれまでと違う水準の猛暑というふうになってきているというふうに思うんです。ですから、適度にエアコンを使いましょうって、マスコミも通じて、政府も含めて予防を喚起しているような状況の中で、エアコンがない世帯でそういうトラブルが起きるというふうになるということは、非常に福祉の観点からしても、いわゆる人権の観点からしてもあまり正しくないのではないだろうかと。もちろん、様々な誤解があるというふうに思うし、エアコンをつけて体調を壊したとかっていう話なんかも、高齢者の方おられるから、一律にいかないんでしょうけれども、しかし、少なくとも、そういう条件を拡充していくというのは、やっぱり行政としても非常に大事な仕事なんではないだろうかと思います。

先ほど、町長お答えになりましたように、いわゆる30年以前の生保世帯について、設置費用5万円を結局社協にお借りして付けることができます。実際、その返済については、生活保護費で手当されますと。実質的な直接の負担はないわけですから、そういった意味では、特にこ

の問題については、丁寧な御指導、御支援というのをお願いしたいというふうに思います。

当然、町営住宅の、先ほどお答えになった状況の中でも1割以上ありますから、ここが生活保護の家庭とダブルと、重なるというところもあるかと思いますが、是非、そういう面からも適切な利用という点で御検討、御支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、新型コロナ対策の3番目ですけれども、いわゆる少人数学級の問題について移りたいと思います。

少人数学級の問題について、新型コロナ予防の観点からも少人数学級は必要という要望が数多く上げられています。少人数学級を目指す目的というのは、一つは、やはり手厚い教育を実現すると。特に、今年、予算も通りましたが、GIGAスクール構想への対応についても、やはり、かなりきめの細かい対応が求められていく。一人一人の子どもたちの到達に応じた指導援助ができるという、そういう体制が必要だと。

さらに、学校での新型コロナ対策というのが重大な局面に、重大な矛盾に直面していると。それは、取りも直さず、新しい生活様式の実践例として言われているソーシャルディスタンスが求められているんですけれども、学校では、人と人との間2メートル空けると、最低1メートル空けるということが確保できないという問題です。

今、小中学校の普通教室の広さは、今どれぐらいですか。その中で、ソーシャルディスタンスというのは確保されているとお考えなのか。これは、教育委員会でしょうか、分かりましたら、お答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

現在の佐々中学校の普通教室の広さというのは65平米程度だったというふうに記憶しております。大体文科省が言っているのは64平米程度ですから、面積的には基準値に合っているということになるかと思っております。

それから、ソーシャルディスタンスについてでございますけれど、確かに2メートルという間隔は、確保はできておりません。

ただ、文部科学省のほうから、学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式の最新版では、いわゆるレベル1、2の場合は、両隣との間隔が105センチメートル、前とが85センチメートルということが提示されております。

レベル3以上になった場合には、想定としては、これは分散登校、学級の半分を登校させるという考え方の中で、2メートル程度の間隔を確保していくという想定がなされているところです。何とか、体の中心から中心の距離ですので、少し傾いたら、1個椅子が動くとなかなか難しいところがございますけれど、面積的には確保可能なレベルではございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

私も、そこを調べてみました。政府の資料を見ますと、いわゆる20人学級ならば1.35メートルというのが最短の間隔で空けられますよと。40人学級の場合は、前後が85センチ、横が105センチですか、そういう間隔であったというふうに思います。ですから、前後の間隔を1メートル取れないんだけれども、そこをやむを得ないという対応にしてあるんだろうというふうに思

うんですね。

もちろん、学校生活の全てで1メートル以上離れなさいということは、要するに、子どもたちというのは群れて遊ぶわけですから、実際に、そこを駄目というふうに言っちゃうと、もう子どもたちの心のほうがコロナにかかってしまうというようなことになるというふうに思いますが、せめて1日の中で一番長い時間座っている教室の中では、最低、やっぱり身体的距離を保障するというのは、私たちが考えるべき問題ではないだろうかというふうに思います。

そういった中で、先日、全国知事会、市長会、町村会の連名で、新しい時代の学びの環境改善に向けた緊急提言というのが発表されました。その中では、小中学校の普通教室の平均面積は64平米であり、現在40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することは困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実用を踏まえて、今後予想される感染症の拡大時にあっても、必要な教育活動を継続して子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により、児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保が是非とも必要であると述べられています。

G I G Aスクール構想に関わっても、ハードが先行しても最適な学びを実現するには、少人数におけるきめ細やかな指導体制が必要であり、I C T人材の配備の充実が必要であるというようなことが、緊急提言の中に述べられておりました。

この問題では、我が党日本共産党も提言を発表しておりますし、さきの国会では、安倍前首相をはじめ政府関係者も前向きな答弁をしています。

少人数学級を実現するためには、ポイントは、もう御承知のとおり、教職員の増員が欠かせないのだというふうに言われてるんですね。

だから、今、10万人程度の増員がどうしても必要なのだということが大きな世論となっているわけですがけれども、町に換算すると、大体佐々町は全国の1万分の1と考えれば10人ぐらいなのかなというふうに思うんですが。

こういった問題について、必要性が明らかとなっている少人数学級の実現に向けて、町としても改めて国に対して要望していくことが重要と考えますし、緊急を要する教室での感染予防に向けて、町としてできること、お考えになっていることについてありましたら、町長のほうからお答えいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、県では、国の教職員の定数の加配ということで大きく増やしていただいて、それが、小学校の1年生は30人学級、小学校2年、6年、中学1年は35人ということで、やはり国の公立学校の学級編成とかそういうことを、今、お願いをしているわけでございます。

それで、これは先ほどお話がありましたように、知事会とか市長会、町長全国町村会とかで緊急提言ということでまとめておりますけど、やはりこのオンライン授業ができる環境というのを進めていくということと、G I G Aスクール構想において学ぶということと、あとは、一つは、先ほど永田議員もおっしゃったように、少人数制の編成を可能とする教員の確保ということで、一緒にお願いしているわけでございます。その中で、町としても、やはり、そういう目標に、やはり学校の生徒たちの新型コロナに対する要望といいますか、そういう密にならないような仕組みをするということで要望を上げておりますので、そういうことで、我々としても国のほうにお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

引き続き、感染防止に努める取組みをお願いしておきたいというふうに思います。

改めて、感染防止の問題というのは、今回新型コロナで、端なくも重要な問題だということになりましたが、これから、今後も新たな感染ウイルスの発生というのは広がるというふうに言われていますし、あわせて、やはり新しい生活様式というのは、コロナが一回過ぎてもそのまま終わりということではないと思うんですね。ですから、そういった意味でも、さらにG I G Aスクールの問題等々を含めても、やはり少人数学級というのは非常に重要だということを申し上げておきたいと思います。

P C R検査の受検体制の拡充の問題については、ちょっと時間がないので、この間、感染拡大が続いておりますし、現在、第2波の終息局面に入ったと言われてますけども、第3波もくるといふふうに言われていますから、改めて、町民の安心をどう拡大していくのかという点で、どこに行ったら検査ができるのか、県が全く情報を出さないという実態が示されていますけれども、これは、やはり流れを変える必要があると。

なぜかといいますと、県と長崎県医師会が協定を結んで、要するに、医師会が取りまとめて検査ができる体制というのができたわけです。長崎県、全国に先駆けてできたんですが、医師会のほうでは、できる医療機関については公表しないとなってるんですね。ここのところをどのように、私たちが読み砕くのか、そして、町民に対してどういう流れで安心を確保していくのかということについては、ぜひ研究をいただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。

町内交通の整備について、これも今回のコロナ対策ということもあって、フレイル予防の観点から、移動支援の問題について事業計画が示されております。

今回のフレイルの事業計画について、私は、動き始めたことについては評価をしたいというふうに思うんですが、けれども、対象者の問題で、今回実証実験ということで計画されているようですが、フレイル予防という観点から見ると、対象者が要支援者に限定されていて、このままの方向で行くということでは効果が少ないのではないだろうか。利用料金はどのくらいだろうかということ。

それから、買物支援や、あるいは外出支援といった一般的な移動支援について、さらには、子どもたちの登下校の支援について、あるいは、免許証返納者の健常者の高齢者の足代わりという点でいうと、この間、何度も紹介をしてきました、いわゆる循環バスの経験、宮崎県三股町の経験というのを3回ぐらいもう紹介してきたと思うんですけども、これについて、なぜ検討しないのかというのを改めてお聞きしたいし、今回のフレイル予防で実証実験、12月頃に再度聞き取りをして、次年度からの実施ということになるのか、この先行きというのがどういう展望を持って進められているのかということについて、少し御説明いただきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、交通機関、交通手段ですね、この高齢者の移動手段といいますか、そういうことで、随分前からずっと、バスとかいろいろタクシーとかいろいろな乗り物というのを検証させてい

ただいたと思っております。

その中で、なかなか、バスについても、やはり地域交通協議会とかいろいろな立ち上げてやらなければならないと、この前の話でもお話をさせていただいたと思っております。

今度のフレイルということで、移動支援ということは、コロナの感染症にもやはり通じるわけございまして、これについては、永田議員も御存じのように、高齢者の方たちが外出できない、病院にも行けない、そういうやはり身体機能とか認知機能の低下というのが、今、直近的にもう出てきよる、懸念されているわけですね。そういう方たちをまず、そういうフレイルでやってみようということで、今回試験的に、今、モニターとして展開をしていこうと、30人ですね。

それから、先ほどお話がありました学生とかいろいろなこと、普通の高齢者ですか、その方はずっと発展はできていくと思いますけど、まず最初は30名の方で、試験的にそういう方たちの身体機能とか認知機能の低下が懸念されるような方たちをやっていこうということで、今回、これを組立てを行っておりまして、それをまずやって、それから、また試験的にやって、その後どうするのかというのは検討させていただければと思っておりますので。

やはり、これによってやはり地域との連携というのも必要だし、また、地域の方々からの協力がなければ、なかなかやっていけないと思っておりますので、それをまずできるような仕組みというのを考えていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

よく分かりました。要するに今回のコロナ等の問題で、いわゆる引きこもりになりがちで、外出等が抑制されている要支援の方々が、身体機能の低下が大変懸念されていて、その解決が喫緊の問題となっていると。

これの緊急打開のという目的も含めて、今回のモニターは始めるのだと、実証実験を始めるのだという位置付けであるということであれば、将来に向けて、是非、さらなる検討、申し上げたようないわゆる子どもたちの登下校支援や買物支援等にもさらに拡大できるシステムというのを研究していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。暮らしと子育て支援の問題です。

一つは、国民健康保険税の制度の活用について。これは、今回のコロナ対策に限ってで結構ですので、今の現状と今後の対応等についてお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

新型コロナウイルス関係で、やはり住民の方が大変、仕事がなくなって所得がないという方もいらっしゃるし、やはり直結する自分たちの国民健康保険税もなかなか厳しいところがある所帯については、国民健康保険税の減免というのを設けておりまして、佐々町のホームページとか広報紙にも掲載するとともに、6月の納税通知書の発送時、それから7月の保険証の発送時に、全ての被保険者の方々に対しまして、減免制度の内容を記載したチラシを同封して周知を図ったところでございます。

9月10日現在で、減免の実績というのが15人の340万4,400円となっております、新型コロナの減免制度とは別に、従来からやはり必要とか、会社の特別な事情によりまして、国民健康

保険税の減免を受けられる制度であります、やはり新型コロナウイルスの感染症の影響って、失業などの減免については、現在把握してるところでは3人の方がそういうことになっているということでございまして。

まだ、議員が質問されているように、減免制度をまだ分からない方も、まだ知らない方も多いうことで思っております。我々としましてもいろんなことを教えながら、そういうことで周知を徹底するように、またやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

大変、国民健康保険課も何回となく宣伝をしていただいているんですけども、なかなか伝わっていかないと。改めて、今回のコロナ対策についての国の制度として設けられた減免制度が、内容は、事業収入、給与収入などいずれかの減少幅が3割以上となった場合に、保険税の減額免除が行われていると。減免額が所得に応じて、全額免除から8割、6割という金額ですから、大変大きいわけですね。

それで、年間の国保の保険料、例えば、仮に30万円という方が、おおむね8割が減額となるというふうになると、年間6万円でもいいということになるわけです。実績も、先ほど、単純に計算しますと、1人平均23万円ぐらい減免されているということですから、かなり大きいというふうに思うんですね。

これについて、私も知り合いの商工業者の皆さんが中心なんです、何人も声を掛けたんですが、1人も知らなかったですね。御存じないという状況でありました。

商工業者の方、あるいは非正規で国保の方、そういった方々、たくさんいらっしゃるわけですから、こういう方々に何としても利用していただきたいと。費用については国が補填をするというふうに言っておられるわけですから、是非この制度は、是非皆さんに知らせていくことが重要ではないかというふうに思っておりますので、取り上げた次第でございます。

次に、もう時間があと6分ですので、保育所の副食費の無償化の問題について。

以前に、何回となく質問してきましたが、町長の御答弁は検討するということでありました。周辺の町が、佐世保、平戸、松浦、西海市といったところが無償化の方向を出しておりますので、そういった中で、佐々町だけどうしてしないのですかという質問をしましたが、これは検討するということでありました。その後の検討どうなっているかについてお答えいただきたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

大変難しい質問で、やっぱり副食費の無料化というのが、先ほどお話がありましたように、完全無償化を行っている8市2町が県内でございます。また、その後、第2子、第3子の無償化措置ということもあってございまして、佐世保市と東彼杵町は、2人以上が同時に保育所に利用される場合は第2子以降は無償化ということで、そうした市町村を除く3市5町というのが国の制度のままで、私のところもそういうことで、国の制度といいますか、そういうことで、そのままで今やっている状況でございます。

議員も御存じのとおり、14歳以下ということで、比率というのは、年少人口の比率が低い市

町村というのは無償化の対応がなされているのではないかと町としては思っているわけございまして、やはり年少人口の比率が高い、13%以上ですか、市町では国の制度のまま、今のところ運用されているという状況でございまして、佐々町は年少人口が一番県内でも高く16.3%、これは長崎県内で一番年少人口の比率が高いということで、そういう状況について踏まえても、現時点では副食費の無償化というのはなかなか、町としては厳しいのではないかと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

様々な福祉関係の取組みあるいは教育関係の取組みを通して、子育てに対して県下の水準が上がってきた、県下の中で相対的に水準が上がってきたことについては積極的に評価をしたいと思うんですけれども、これ、以前にも申し上げたことなんですが、その子どもたちの親の世代というのを、今どうなっているのかと。

今回、コロナの問題もありますけども、非正規の方が、今4割ですよ。そういう中で、実際に可処分所得のことを言いましたよね、1985年の可処分所得、いわゆる昭和60年の可処分所得と、それから、今の可処分所得が同じというか、昭和60年のほうが高いんですよね。

1997年をピークにして、可処分所得ずっと減り続けてまして、リーマンショックでさらに減って、ちょっと上がってきたのがリーマンショックで減って、今、少し回復しているっていう状況だったんです。これが、さらに、今のコロナの下で、可処分所得、さらに下がることはもう目に見えているわけです。

そういう中で、去年は消費税が10%になったわけです。ことしの4月からポイント還元も元に戻っていきましましたから、あと残っているのは、もう値上げだけという状況ですから。

こういった中で、やはり、せめてもの子育て支援という点で言えば、やはり、私、町ができることという点で言っても、副食費について、3,500円ですけども、4,500円でしたかね、これについては是非とも近隣の町村と合わせて無償化を求めていると思うんですがいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員さんのおっしゃることは、私どももよく分かるわけです。

ただ、やはり財政的にいろいろなことをずっと考えていけば、町としてはなかなか厳しいのではないかと思っています。

実際に、低所得者層とかひとり親世帯などの対応というのは、我々はそれは検討しなければならないのではないかと、どっちにしてもですね、それは考えていますので、これについては十分、今後検討して、やはりひとり親世帯とか低所得者層においては、支援は検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

あと1分になりました。是非とも、次年度予算も目前に迫っておりますので、次年度からの実施に向けて、前向きの積極的な検討を求めておきたいと思います。

すいません、3番、4番の問題については、ちょっと時間が足りませんでしたので、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会にいたします。お疲れ様でした。

（15時10分 散会）